

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月24日

【事業年度】 第9期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社マネースクウェア・ジャパン

【英訳名】 MONEY SQUARE JAPAN, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本久敏

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号 京橋創生館9階

【電話番号】 03 - 5524 - 8880 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 相葉 斉

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号 京橋創生館9階

【電話番号】 03 - 5524 - 8880 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 相葉 斉

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益 (千円)	1,765,544	2,039,443	1,410,919	1,183,774	2,077,811
経常利益又は経常損失 () (千円)	946,515	931,786	61,084	245,113	362,942
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	547,298	541,452	26,233	347,458	260,856
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	527,835	1,224,005	1,224,005	1,224,005	1,224,005
発行済株式総数 (普通株式) (株)	36,671	54,591	54,591	54,591	54,591
純資産額 (千円)	1,728,077	3,528,822	3,283,708	2,912,847	3,139,866
総資産額 (千円)	24,501,224	16,181,174	12,267,198	14,142,719	22,428,461
1株当たり純資産額 (円)	45,964.87	64,641.10	64,486.99	57,734.81	62,763.52
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	2,200 ()	2,500 ()	500 ()	500 ()	1,800 ()
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 () (円)	15,710.27	11,670.34	497.47	6,887.32	5,222.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)		10,054.26			
自己資本比率 (%)	6.9	21.8	26.7	20.4	13.9
自己資本利益率 (%)	39.2	20.8	0.8		8.7
株価収益率 (倍)		5.5	42.4		7.2
配当性向 (%)	14.0	21.4	100.5		34.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	779,865	402,176	47,936	74,314	567,934
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,076,321	724,211	107,734	126,464	185,915
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	241	1,146,389	285,063	38,527	160,600
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	838,443	1,662,390	1,221,704	982,455	1,524,746
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	44 []	57 []	57 []	57 []	62 []

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

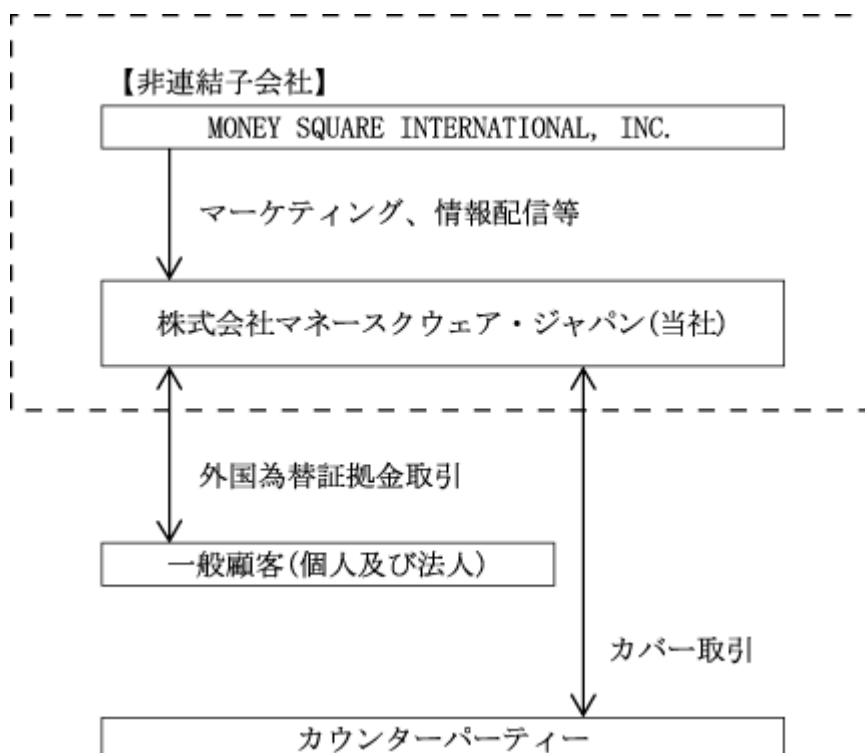
- 2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、平成23年1月24日付で米国に子会社 MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC.（当社の出資比率100%）を設立しておりますが、その重要性が低いことから持分法を適用していないため記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。第7期、第9期は新株予約権の残高はありますが、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第8期は新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 株価収益率については、第5期は当社株式が非上場であり、株価が把握できませんので記載しておりません。第8期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 6 第8期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7 第8期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 8 従業員数欄の臨時従業員の年間平均雇用人員の記載については、当社従業員数の10/100を超えないため省略しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成14年10月	外国為替証拠金取引サービスの提供を目的として東京都品川区に資本金6,500万円で設立
平成14年11月	外国為替証拠金取引『iFX-pro』の受託業務開始
平成15年4月	外国為替証拠金取引『iFX Style』のサービス及びインターネットによる『iFX Style』のサービスを提供開始
平成16年7月	住友信託銀行株式会社と外為証拠金分別管理信託（トラスト アカウント プロテクション(R)）を契約、開始
平成17年11月	金融先物取引業者登録認可（登録番号：関東財務局長（金先）第56号）
平成17年12月	社団法人金融先物取引業協会加入（会員番号：1507）
平成18年2月	本社を東京都千代田区に移転
平成19年7月	プライバシーマーク取得
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録（登録番号：関東財務局長（金商）第296号）
平成19年10月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」へ上場（証券コード：8728）
平成19年11月	M2 J ベ이스クエア（東京都江東区）開設
平成20年6月	「M2 J プレミアム」「M2 J ダイレクト」新取引コースの開始
平成21年2月	「M2 J ダイレクト」コース取引開始預託金制度を廃止
平成21年3月	「トラップトレード(R)」特許取得
平成21年9月	本社を東京都中央区に移転
平成22年1月	「リピートイフダン(R)」「トラップリピートイフダン(R)」特許取得
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所 J A S D A Q 市場及び同取引所 N E O 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に株式を上場
平成23年1月	米国子会社「MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC.」設立

3 【事業の内容】

当社グループは、個人の顧客及び法人の顧客を相手として外国為替証拠金取引及びその関連事業等を提供する当社と非連結子会社1社により構成されています。



なお、当社グループは外国為替関連事業の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報の記載は省略しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
62〔 〕	35.2	3.4	5,116,104

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4 従業員数欄の臨時従業員(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)の年間平均雇用人員の記載については、当社従業員数の10/100を超えないため省略しております。
 5 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、新興国経済の台頭と予断を許さない国際金融情勢を背景に、厳しい雇用環境やデフレ状況下にある中でも確実に緩やかながらも回復基調を築きつつありましたが、3月に発生した東日本大震災の国内経済に与える影響は計り知れず、電力供給の制約等で企業活動や個人消費の停滞は免れず再び景気が停滞する可能性が高まり、先行きが見通しにくい状況に陥っています。

その中であって外国為替市場、特に米ドル/円相場は、期初に1米ドル=93円台からスタートすると、ギリシャ問題再燃や欧州信用不安の高まり、鳩山首相の辞任による国内政局の混迷等もあり、第1四半期は87円台後半から94円台後半のレンジで推移いたしました。第2四半期は、参院選での民主党大敗や米景気指標等に見られた先行き警戒感、また、民主党代表選後の仕掛け的な円買い、さらには、その直後に実施された2兆円をも上回る円売り介入等も実施されたことで、82円台後半から89円台前半のレンジで推移いたしました。第3四半期は、日銀による包括緩和策導入やFRBによる量的緩和策(QE2)拡大観測等があったものの、80円台前半から84円台半ばと比較的に狭いレンジで推移いたしました。第4四半期は、日本の長期国債格下げやさらなる格下げ見通し報道、北アフリカ情勢の悪化やニュージーランドで発生した地震の影響等で81円台前半から84円台目前で推移していましたが、東日本大震災発生後は、対外資産換金の思惑やリスク回避の動き等から急速な円高圧力が高まり、一時戦後最高値となる76円台までを示現すると、緊急G7での合意による日米欧カナダによる円売り協調介入が実施されて円安基調に反転し、震災による原発問題や米国での量的緩和打ち止め観測の強まり等も相俟って83円台前半まで円安ドル高が進行したところで期末を迎えました。

米ドル/円以外に目を向けると、ユーロ/円相場は、期初に127円台後半からスタートしたものの、アイルランド救済問題等による欧州債務危機拡大懸念等を背景に、総じて円高ユーロ安基調でありましたが、米ドル/円相場と同じく、東日本大震災を受けて急速な円高進行から106円台までを示現すると、その後は協調介入の実施等から円安基調に変化し、ECBによる利上げ観測も材料視される中、期末は117円台後半まで円安ユーロ高に推移いたしました。

このような状況下において当社は、7月より「M2」ダイレクト」コースの売買単位を10,000通貨単位から1,000通貨単位に引き下げたこと(南アフリカランド/円、香港ドル/円は除く)や、8月からレバレッジ規制がスタートしたことにより、徐々にFXで資産運用を行うという顧客が増加傾向にあること、また、当社の認知率が向上しつつある中で効果的な広告宣伝を実施してきたことで経済ニュース番組や雑誌記事等で取り上げて頂く機会にも恵まれ、特にトラップリピートイフダン(R)を用いた資産運用での成功事例等が大きな訴求効果を生み、さらには、バーチャルトレードをASP提供する等、顧客獲得ツールの拡大を図ることに一定の成果を積み重ねてきた結果、顧客口座数は、前事業年度末の20,638口座から33,331口座(前事業年度末比61.5%増)へと大きく拡大いたしました。

業績面に関しては、第3四半期までの順調な業績の推移、預り資産残高の拡大や顧客口座数の増加といった収益基盤の拡大、年間通してトラップリピートイフダン(R)等の当社独自の注文発注手法が最適にマッチするような相場展開だったこと等も要因となり、営業収益は2,077,811千円(前事業年度比75.5%増)と、創業来最高だった上場直後の平成20年3月期の営業収益2,039,443千円を上回る結果となりました。営業費用は、昨年8月の証拠金規制がスタートする時期に前後して、顧客囲い込みとブランディング強化のために広告宣伝を今まで以上に積極的に行った時期もありましたが、当社の認知率上昇やトラップリピートイフダン(R)の浸透で従来より効率的な顧客獲得が可能になってきたこともあり、1,660,797

千円（前事業年度比20.0%増）となり、営業利益は417,013千円（前事業年度は営業損失199,737千円）となりました。営業外収益は、受取利息や助成金収入等により4,891千円、営業外費用は、投資損失引当金繰入額等により58,962千円となった結果、経常利益は362,942千円（前事業年度は経常損失245,113千円）となりました。また、特別利益として投資有価証券売却益を3,739千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額やソフトウェアに係る固定資産臨時償却費等を含む特別損失として16,884千円を計上する等した結果、当期純利益は、260,856千円（前事業年度は当期純損失347,458千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末と比較して、542,290千円の増加となり、残高は1,524,746千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益を349,796千円、減価償却費を100,401千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を10,701千円計上したこと、さらに、投資損失引当金が58,811千円、未払金が61,825千円増加し、前払費用が17,852千円減少したこと、また、短期差入保証金の差入れによる40,000千円の支出等が影響し、567,934千円の増加（前事業年度は74,314千円の減少）となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による35,971千円の支出と無形固定資産の取得による148,709千円の支出、さらに、米国に関係会社を設立したことによる8,146千円の支出と投資有価証券を売却したことによる7,735千円の収入等により、185,915千円の減少（前事業年度は126,464千円の減少）となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動によるキャッシュ・フローは、200,000千円の長期借入れを実施したことと、配当金の支払額25,030千円、自己株式の取得による支出14,368千円により、160,600千円の増加（前事業年度は38,527千円の減少）となりました。

2 【業務の状況】

(1) 顧客口座数

前事業年度末、当事業年度末における顧客口座数は次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成22年3月31日)		当事業年度末 (平成23年3月31日)	
	顧客口座数 (口座)	前期末比 (%)	顧客口座数 (口座)	前期末比 (%)
外国為替取引口座(個人)	20,131	155.5	32,703	162.5
外国為替取引口座(法人)	507	112.9	628	123.9
合計	20,638	154.1	33,331	161.5

(注) 顧客口座数は各期末時点の累計口座数で表示しております。

(2) 顧客預り勘定残高

前事業年度末、当事業年度末における顧客預り勘定残高は次のとおりであります。

	前事業年度末 (平成22年3月31日)		当事業年度末 (平成23年3月31日)	
	残高 (千円)	前期末比 (%)	残高 (千円)	前期末比 (%)
顧客預り勘定残高	11,112,937	125.2	18,715,556	168.4

(3) 通貨別取引高

前事業年度、当事業年度における実績を取引通貨別に示すと次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	売買金額	前期比 (%)	売買金額	前期比 (%)
米ドル/円 (百万ドル)	3,652.68	70.6	5,189.67	142.1
ユーロ/円 (百万ユーロ)	1,504.82	184.5	3,338.11	221.8
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	96.97	39.9	116.08	119.7
豪ドル/円 (百万豪ドル)	4,444.35	139.5	9,090.99	204.6
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	487.76	55.1	1,262.16	258.8
英ポンド/円 (百万英ポンド)	1,401.35	256.2	1,905.41	136.0
香港ドル/円 (百万香港ドル)	269.69	740.9	532.36	197.4
南アフリカランド/円 (百万南アフリカランド)	2,390.12	113.3	3,509.91	146.9
カナダドル/円 (百万カナダドル)	195.61	90.6	899.25	459.7
豪ドル/米ドル (百万豪ドル)	38.80	55.7	37.83	97.5
ニュージーランドドル/米ドル (百万ニュージーランドドル)	15.50	49.2	8.34	53.8

(注) 1 上記金額は顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

2 売買金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、外国為替証拠金取引事業における収益の比率が極めて高く、収益面において少なからず外国為替相場の環境に左右される可能性があります。当社は外国為替相場や市況の好不況にかかわらず安定的に収益を計上するため、既存の事業を一層拡充することに加えて外国為替証拠金取引を通じた収益源の多様化やブランド力の向上を実現していくことが課題であると認識しております。会社の経営戦略を早期かつ確実に実現していくため、今後の対処すべき課題として、既に記述してきた内容と次に掲げる内容の施策に取り組んでいく方針であります。

(1) 顧客基盤の拡大について

近年、当社の業績に大きく影響を与えたサブプライムショック、リーマンショック以降、当社のお客様の預り資産残高はピーク時の約250億円から一時は約123億円まで大きく減少する局面もありましたが、積極的な広告宣伝・PR戦略、ブランディングの強化や「M2」ダイレクト」コースの売買単位引き下げといった様々な施策を実行してきた結果、当社がメインターゲットとしてきた富裕層や資産運用層のみならず幅

広い顧客層の獲得につながり、預り資産残高も当事業年度末日現在で約226億円と、ピーク時の水準近くまで回復しつつあります。取引高においても、サブプライムショックやリーマンショック時の水準を大きく上回り、営業収益では創業来最高となる2,077百万円となりました。本年8月には証拠金規制（最大レバレッジ25倍、証拠金率4%以上）が控えており、規制スタート直後は少なからず当社にも影響が出る可能性も考えられるため、当事業年度の実績を上回るような収益の拡大、さらに、企業価値の向上を実現するためには、「M2」ダイレクト、「M2」プレミアム」の両コースを統合してスタートする「M2」FX」のブランドの確立を实践し、さらなる盤石な顧客基盤の拡大に注力する必要があると認識しております。

(2) 法人顧客の獲得について

顧客基盤の拡大の中で、収益の拡大をさらに強めるためには、実需で外国為替取引を行う事業法人の獲得を重点的に行う必要があると考えております。現在も中小法人顧客のヘッジ目的の為替取引から運用まで幅広く提供しており、年々、法人口座数も増加しておりますが、まだまだ事業法人が実需や運用目的で外国為替証拠金取引を利用できること自体が世間に認知されていない現状があります。今後は、法人のお客様のさらなる開拓と大手法人等を含めた多様なニーズに合致した短期のヘッジ手段として活用できる商品の開発・付加等を行って拡大してまいります。

(3) ブランド力の向上

本年8月からスタートする証拠金規制（最大レバレッジ25倍、証拠金率4%以上）を前に「M2」プレミアム」「M2」ダイレクト」の両コースを統合し、「M2」FX」として新たな取引サービスを提供する予定です。当社は、創業当時より富裕層や資産運用層を中心に外国為替証拠金取引サービスを提供してまいりましたが、売買単位を1,000通貨単位に引き下げるなど、顧客裾野の拡大を行い、幅広い顧客層の獲得を行っております。引き続き、積極的な広告宣伝・PR戦略と各種キャンペーンの充実、IRと広報戦略を絡めながら、同業他社との徹底した差別化を前端的に打ち出し、さらに、「M2」ブランドの強化を図ってまいりたいと考えております。

(4) 収益源の多様化について

当社の営業収益の内訳は、外国為替証拠金取引事業にかかる収益がほぼ100%であり、外国為替市場や株式市場等の相場動向、市場流動性等のマーケット環境、そして、国内外の経済環境等に大きく左右されてしまうため、その影響を最小限に抑えることが課題であります。国内市場においては、外国為替相場の動向に業績が左右される現状が存在いたしますが、「リピートイフダン(R)」や「トラップリピートイフダン(R)」といった当社独自の注文発注手法や、創業当時から「資産運用としての外国為替証拠金取引」サービスを提供してきた独自のノウハウ等をもって、安定的に収益を拡大してまいります。海外市場に関しては、本年1月に在外関係会社を設立いたしました。今後の収益源の多様化の一環として機能することができるよう、早期の基盤確立を实践してまいりたいと考えております。

また、国内外ともに当社の保有するリソースを活用できるアライアンスもしくは業務提携等の案件があれば、積極的に取り組み、総合的に収益源の多様化に努めてまいりたいと考えております。

(5) 優秀な人材の育成と充実

本年8月からの証拠金規制（最大レバレッジ25倍、証拠金率4%以上）スタート以降は、ますます外国為替証拠金取引での資産運用が主流になってくると思われ、顧客に対して適切に資産運用としてのサービスを提供するためには、何よりも正しい金融モラルを持ち、高い金融リテラシーを備えた優秀な人材の確保と、その継続的な育成が極めて重要であると考えております。人材確保には、少数精鋭の組織構成の特徴上、即戦力と判断できる人員の中途採用と、将来、当社を中心となって業務に従事すると見込んだ新卒学生の採用とをバランスよく実施し、当社の企業理念に則した研修と実務を中心とした人材の育成を図っております。また、資産運用の観点から考えると、広く金融分野に精通して、全方位的な人格形成も備わっていないと考えるべきと考えております。

今後も、中長期的な経営目標を達成していくためには、人材の育成と社員教育の強化、またそれに応える人事制度の確立に取り組んでまいります。

(6) コンプライアンス態勢の確立について

外国為替証拠金取引は、証拠金規制により最大レバレッジ25倍までの金融商品に様変わりいたしますが、それでもハイリスク・ハイリターン型の金融商品であることには変わらず、金融商品取引法や金融商品販売法、それらに関連する各種法令等を順守し、高度なコンプライアンス態勢を確立することが、当社の会社運営上重要な事項の一つであると認識しております。

今後も顧客が安心して当社と取引ができるよう、継続的に正しい商品知識と適正な投資勧誘方法等の習熟を図り、法令順守の徹底と信頼性の確保、維持、向上に努め、より一層のコンプライアンス態勢の確立を目指し、社会的信用の高い企業として整備してまいります。

(7) 外国為替取引システムにおける課題について

取引システムにおける安定性・高速性に対する要求は、近年ますます緊急性を強めており、高速なシステムを安定的に稼働させることは当社においても非常に重要な課題であると認識しております。当社の取引システムにおいては、顧客数・取引量の増加に応じて、継続してシステムの強化・改良を図っております。また、当事業年度より取引システム周辺の通信回線・サーバ環境等のインフラ的な増強を図り、取引システムのソフトウェアのアップデートを行い、処理速度の高速化に努め、ディーリングシステムのリプレースを中心とした全般的なシステム更改を計画する等、今後の事業展開において常にシステムの優位性を確保していきたいと考えております。

今回の東日本大震災が発生する以前よりBCP（事業継続計画）の策定を行い、災害時にも継続して業務を展開出来るよう態勢を整えてまいりましたが、震災の影響や今後新たに想定されるリスク要因や事項等を鑑みて、より一層システム堅牢性を希求していきたいと考えております。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、事業運営及び財政状態、その他に関する事項等は、今後起こりうる様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業等のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は以下のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。本項においては、将来に関

する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在における当社の判断に基づいており、全てのリスク要因を正確に網羅するものではなく、また、将来の事項については不確実性を有しております。

(1) 当社の事業構造にかかるリスクについて

当社の収益構造と外国為替市場の変動について

当社は外国為替証拠金取引を中心とした事業を展開しており、主な収益は、顧客と当社との取引成立の際に顧客の売買単位に応じて徴収する取引手数料、顧客との間で行った相対取引の成立レートと当社がカバー取引として行った成立レートの差額（当社ではディーリング収益と呼んでおります）、スワップ授受に伴う差額等で構成されています。取引手数料及びディーリング収益については顧客の売買回数及び売買単位の増加によって当社の収益機会も増加し、スワップ授受に伴う差額の収益については、顧客全体の建玉数の増加によって当社の収益機会が拡大することとなります。そのため、外国為替市場においてある程度ボラティリティが高まった方が顧客による売買が活発になり収益機会が増加することになります。一方で、外国為替市場のボラティリティが低い時期（いわゆるレンジ相場）が続いた場合でも、当社が独自に開発した注文発注手法である「トラップトレード(R)」や「リピートイフダン(R)」、「トラップリピートイフダン(R)」等を顧客に提供することにより、顧客に外国為替証拠金取引による収益獲得機会を提供し、当社自身も取引手数料等の収益獲得機会を確保することができる等、外国為替市場の相場変動に大きく左右されないよう経営努力を行っております。しかし、過去にも経験した急激な円高時等に見受けられる想定以上の相場変動によって顧客の資産が大きく毀損し、預り資産残高や顧客全体の建玉数が減少した場合、あるいは、レンジ相場であってもリーマンショック後のように投資マインドが大きく低下してしまっている時は、「トラップトレード(R)」、「リピートイフダン(R)」あるいは「トラップリピートイフダン(R)」等の利用も減少し、当社が想定する以上に取引高の低迷、さらには、預り資産残高や建玉数の減少につながります。その際は、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引業務の信用リスクについて

当社は外国為替証拠金取引を行う顧客のポジション管理を行い、顧客の口座を毎営業日1分毎に値洗いしております。当社は決済時に顧客の資産が不足しないように自動ロスカットにおける証拠金維持率等を定めておりますが、近年における度重なる急激な外国為替市場の相場変動等により、顧客が証拠金の不足分を支払うことができない状況等が発生した場合、当社は顧客に対する債権の全部または一部について貸倒れの損失を負う可能性があります。当社の業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

住友信託銀行株式会社との契約について

当社は住友信託銀行株式会社（以下、「住友信託銀行」といいます。）と顧客の資産保全のための「顧客区分管理信託契約書」を締結しており、その契約書を補うものとして当社と顧客との間で発生する外国為替証拠金取引のカウンターパーティーとしてカバー取引等を行うための基本契約書やそれらに附随する覚書等を締結しております。これらの契約等は現在の当社が提供する外国為替証拠金取引サービスに関するものであります。本契約につき、内容の変更、更新の拒絶、解除、その他の理由による契約の終了等が生じた場合、または、住友信託銀行の業務に何らかの支障が生じたこと等により当社が提供している信託保全スキームやカバー取引を行うことが困難になった場合等には、当社の業務及び業績等に影響を与える可能性があります。

(2) 当社事業を取り巻く外部環境にかかるリスクについて

外国為替証拠金取引に関わる業界の動きについて

ここ数年、金融庁による外国為替証拠金取引業界への規制強化が行われ、「区分管理方法の信託一本化」、「ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け」さらには「証拠金規制」が導入されました。このうち「証拠金規制」に関しては、平成22年8月1日から1年を経過する日までの間は、最大レバレッジ50倍、証拠金率2%以上とする経過措置が設けられていますが、平成23年8月1日からは経過措置期間が終了し、最大レバレッジ25倍、証拠金率4%以上に設定しなければならないと定められております。これらの規制内容は、投資家保護を第一とした健全な市場形成のためであり、投機的ではなく、本来あるべき業界の発展に向けた取り組みであります。当社が顧客に提供している商品の証拠金率については、現在、「M2」ダイレクト」コースの2%、「M2」プレミアム」コースの4%（iFX-pro）であります。先般のプレスリリース（平成23年4月14日付）にてお知らせしているとおり、本年8月からスタートする証拠金規制に合わせて、「M2」ダイレクト」、「M2」プレミアムの両コースを統合して、「M2」FX」として新しい商品コースを提供する予定であります。当社も「M2」ダイレクト」コースの証拠金率2%にて取引されていた顧客が「M2」FX」では一律証拠金率4%での取引に移行するため、少なからず当社の収益環境に影響があるものと思われ。また、この8月からの証拠金規制が始まることによって、商品スペックでは競争できなくなる分、業界全体で顧客へのサービスによる競争が本格化することもあり、業界の勢力図や顧客の動向がどのように変化するか読み取ることは難しくもあります。そのため、時間の経過とともに顧客へのサービス面でアドバンテージのあった当社の優位性も薄らいでくる可能性も否めないため、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引における競争激化について

外国為替証拠金取引業界は、昨年8月に実施された証拠金規制以降、顧客サービスの充実によるサービス合戦以上に、新規顧客獲得のための費用の高騰が見受けられます。また、取引所取引である「くりっく365」や「大証FX」においても、営業方針面での優位性は残りますが、店頭取引と取引所取引における不公平な税制を改めようとする動きも具現化するなど、本年8月から始まる最大レバレッジ25倍、証拠金率4%以上の証拠金規制がスタートした後は、各社が新規顧客の獲得費用を制御しながらも、既存顧客へのサービスをいかに向上させるかという工夫が求められる競争ステージへと突入していくことが予想されます。そのような中、当社は「トラップリピートイフダン(R)」に代表される特許を取得した当社独自の注文発注手法等で、同業他社とは一線を画したサービスを中心に訴求し、顧客獲得費用を抑制しながら、顧客への本当のニーズに応える態勢と質の高いサービスと利便性の提供をもって、顧客満足度の充実による競争力の確保、向上に努めております。しかしながら、証拠金規制導入後も大資本を用いた新規参入業者の出現、または、外国為替証拠金取引を初めてスタートする顧客から見て、商品性での差別化が理解されにくくなることによる既存業者との競争が、当社が想定している以上に激化した場合、あるいは、当社の差別化戦略が有効に機能せず、想定以上に費用が高騰するような状況が発生する場合には、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(3) 当社の事業体制にかかるリスクについて

人員及び組織体制について

当社の役職員数は、当事業年度末日現在において、役員 9 名、従業員 62 名（従業員兼務役員は除く）という人員構成であります。事業規模の拡大にはシステム化が可能な部分はシステム化を推進することで、少数精鋭でも高い収益力を確保できる組織体制の構築に努めております。今後に関しては、少数精鋭の人員構成に沿った人員補強を図るとともに、社員教育、研修制度等を充実させ、引き続き優秀な従業員の定着率向上に努めて参ります。しかしながら、優秀な人材の確保が適時かつ十分に確保できない場合や、現在社内にいる優秀な人材が大量に外部流出した場合等には、内部管理体制や業務執行において人的にも組織的にも十分な対応が困難となる可能性があり、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

コンピューターシステム等の障害について

当社の取引システムは、インターネットからの注文受発注、ポートフォリオ管理、情報提供等を司る顧客向けフロントシステム、マーケットとの取引等を司るミドルシステム及び法定帳簿の記帳や取引報告書出力など取引決済データ処理等を司る勘定帳票系バックシステム等から構成されています。顧客からの取引注文の大部分はインターネットを通じて受注し、一連のコンピュータ処理システムへの接続を通じて取引を執行しております。そのため、外国為替相場が急激に変動するような局面でも、これら一連のシステムが常に安定的に稼働し、顧客に平時と変わらず取引可能な環境を提供し続けることが、経営上の最重要課題の一つであると認識しており、当社では今までも安定的に稼働してきた実績をふまえ、更なるサービスレベルの維持向上に取り組んでおります。

しかし、これら一連のシステムに動作不良や人為的ミス、想定以上に急激なアクセス数の増加による通信回線の障害、事故及び外部からの不正な侵入等の犯罪等により障害が発生し機能不全に陥った場合等には、顧客からの取引注文の受付、執行が行えなくなる可能性があり、信用力の低下や損害賠償請求等により、当社の業績等に支障が生じる恐れがあります。また、先般の東日本大震災によって、自然災害に起因して業務に影響をきたすリスクは顕在化と隣り合わせにある可能性が考えられます。

従前より当社は、地震等の災害時における現本社機能が停止状態に陥った時の備え等のバックアップ体制の確立のため、非常用の電源供給等が可能であり、また免震構造となっているテレコムセンタービル（東京都江東区）に分室である「M2」ベイスクエア」を設け、緊急時でも現本社機能と同等の環境が提供できる体制を整備しており、さらには、データベースのバージョンアップや回線の冗長化、通信回線の増強等のインフラ環境充実をも図り、アクセス数の急激な増加や取引注文が大量に集中することによる顧客との取引の処理が適切に行えない等のシステム障害が生じないよう、先行したシステム投資等を計画的に行っております。しかしながら、当社の想像を絶するような災害やテロ等の人災、もしくは、当社の想定をはるかに上回るようなアクセス数や取引注文の集中等が発生した場合等には、当社の風評、業績及び財政状態等だけでなく全業務に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社に関連する法的規制等をもたらすリスクについて

金融商品取引法について

登録制にかかるリスク

当社は、金融商品取引業を営むため、金融商品取引法第29条に基づく登録を受けております。また、当社は、金融商品取引法、関連政令、府令等の諸法令に服して事業活動を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条にて登録の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、登録の取消が命じられることがあります。当社は社内体制の整備等を行い法令順守の徹底を図り、現時点では取消事由に該当する事実はありません。しかしながら、

将来何らかの理由により登録の取消あるいは監督当局から行政指導等を受けることになった場合、当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

・ 自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられています。自己資本規制比率とは、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率をいい、毎月末及び内閣府令で定める場合に算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています（金融商品取引法第46条の6第1項）。また、金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならない（同法第46条の6第2項）とも定められています。内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされ（同法第51条）、自己資本規制比率が100%を下回るときであって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができ（同法第53条第2項）、さらに、業務停止の日から3ヶ月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融商品取引業者の第29条の登録を取り消すことができる（同法第53条第3項）とされています。また、金融商品取引業者は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から1ヶ月を経過した日から3ヶ月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（同法第46条の6第3項）ともされています。なお、当社における直近（平成23年3月）の自己資本規制比率は約630%であり、本項目で記載されている自己資本規制比率の値を上回っております。ただし、本項目で記載されている要件に抵触した場合には業務の停止命令等の行政処分を受ける可能性があり、当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

・ 顧客資産の区分管理について

金融商品取引法では、金融商品取引業者等は、その行うデリバティブ取引等に関し、顧客から預託を受けた金銭又は有価証券その他の保証金又は有価証券については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区別して管理しなければならない旨が定められております（金融商品取引法第43条の3第1項）。当社は、外国為替取引における顧客からの預り資産（外貨資産、スワップも含む）について、提携先金融機関を通じて独自の区分管理を行い、顧客資産を保全できる体制を整えております（名称：トラスト アカウント プロテクション(R)）。当社の「トラスト アカウント プロテクション(R)」は、取引証拠金の全額預入れと全てのカバー取引を住友信託銀行にて行うことで、資産と注文の流れを一元化で管理し、高い透明性をもって、証拠金及び為替損益を顧客区分管理信託口座で区分保管しております。当社は、毎営業日に当社のシステムにより時価残高（有効証拠金）の額を評価替えし、時価残高の総額以上の金銭が顧客区分管理信託口座に分別されていることを確認して、時価残高の保全を図っております。しかしながら、為替相場の短時間での大幅な変動等によりカバー取引を適切に行うことができなかつた場合や当社のシステム障害等により時価残高の総額が正しく算定できなかつた場合、または、当社の対応が適切でない場合等、顧客区分管理信託口座で区分管理された金銭が時価残高の総額に不足した場合には、顧客の時価残高の一部が返還されない恐れがあります。そのような事態が起こった場合、当社は著しく信用を損う恐れが想定され、当社の事業、風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

・ 適合性の原則、取引開始基準等について

金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならないとされています（金融商品取引法第40条）。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること

当社は、金融商品取引の受託等を行うにあたっては、顧客の実情に適合した取引を行うため、社内規程等にて取引開始基準等を定め、この基準に適合した顧客と取引を行うように努めておりますが、当社における不備等により上記事項に該当するような顧客と取引を行い、行政当局等から処分等を受けた場合は、当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

・ その他の禁止行為について

金融商品取引法第38条では、勧誘の要請をしていない顧客に対し業者が訪問または電話による勧誘を行うこと（いわゆる「不招請勧誘」）や、契約を締結しない旨の意思を表示した顧客に対して勧誘をすること、あるいは、断定的判断を提供して顧客を勧誘すること等の禁止行為が定められております。特に、不招請勧誘の禁止については、顧客が電話や個別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展したことに鑑み、投資家保護及び取引業者が適正な勧誘を履行するために設けられている法規制であります。当社は創業時より不招請勧誘の禁止を意識し、社員教育を徹底し、法令遵守に基づいた営業展開を行っております。しかし、社員教育の徹底が疎かになり金融商品取引法第38条に抵触する行為が行われ、行政当局より処分等が行われた場合、当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

犯罪による収益の移転防止に関する法律について

当社では、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的として制定された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき所定の本人確認書類等を顧客から徴収して本人確認を実施するとともに、本人確認記録及び取引記録を保存しております。しかし、当社の業務方法が同法に適合していないという事態、もしくは、今後より厳しい本人確認の実施を求める法令改正等が行われたりした場合、当社の取引口座の開設その他業務に影響を与え、当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

個人情報の保護に関する法律について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」の遵守を重要な経営課題と位置づけて取り組んでおります。当社においては平成19年7月にプライバシーマークを取得し、関連する社内規程を整備の上、役員及び従業員への啓蒙・教育活動の実施に取り組んでおります。また、当社がその顧客の個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合であっても、外部委託先に対して秘密保持義務を課す等、その保護・管理には細心の注意を払っております。しかしながら、不測の事態によって個人情報の外部漏洩が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求等により当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

各種法的規制の変更について

当社は、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、信託法、金融商品取引業等に関する内閣府令、犯罪による収益の移転防止に関する法律、個人情報保護に関する法律等に加え、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、消費者契約法、社団法人金融先物取引業協会の定める諸規則等の各種法令等に従って業務を遂行しております。しかし、昨今改正が行われた金融商品取引業等に関する内閣府令や金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針にもあるとおり、金融商品取引等に関連する法的規制は、今後も、投資家保護等に則った内容へと変更される可能性があります。当社は、将来的に当社業務に係る各種法令等や実務慣行、解釈等の新設や変更等があった場合には、当社の各種業務や財務方針、または、当社の顧客の取引動向等に関係し、迅速に対応するように努めて参りますが、その内容等によっては、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟等について

本有価証券報告書提出日現在、当社を含む5名の法人及び個人を被告とした総額約169百万円（そのうち当社は約63百万円）の損害賠償請求訴訟が係属中であり、これは、原告（法人及び個人の2名）と5名の被告のうちの1名との間で雇用契約、競業禁止義務、兼職禁止義務等に関するトラブルが発生し、その1名の被告が、当社が原告（法人）と取引を行っていた時の原告側の担当者であったこと等から、原告側の主張で当社からも経済的損失等を被ったとして損害賠償を求められています。これに対して当社は、実際にトラブルに巻き込まれたのは当社であり、原告側の言いがかりとも思える主張に対して、当社は一般的な商取引を行っただけであり、全ての手続き及び取引等に不法行為は全くなく法令を遵守して行ったことを主張し争っています。

当社を含む2名の法人及び個人を被告として、総額395百万円の損害賠償請求訴訟が係属中であり、これは、原告である複数の投資事業組合が当社との間で外国為替証拠金取引を行っていた訴訟外の米国法人に対して、運用委託金として預託した金銭が、昨今におけるマーケット情勢の影響等により、元本を毀損するような運用成績に陥ったため、元本欠損額に弁護士費用等を加えた金額を損害賠償として求めています。これに対して当社は、当社と原告である全ての投資事業組合の間には直接の契約関係は存在しておらず、今回の訴訟の提起にかかる原告らの主張は全く根拠のないものであると確信しており、当社が損害賠償責任を負う理由は全くないと考えております。そのため、当社としては、当社の正当性を主張して争っております。

また、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）への申立てが1件あり、早期解決を図るため、その方策を検討しております。

それぞれの訴訟等については現在進行中ではありますが、その結果如何によっては、当社の風評に重大な影響を与え、業績及び財政状態等にも影響を与える可能性があります。

(6) 新株予約権（ストックオプション）について

当事業年度末日現在、ストック・オプションを含む新株予約権による潜在株式総数は7,956株であり、これら新株予約権が全て行使された場合、行使前発行済株式総数54,591株の14.6%に当たります。現在付与されている新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。また、ストック・オプション等を付与する場合は費用計上が義務付けられているため、今後、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストック・オプション等の付与を行った際は、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約の名称	契約の形態及び内容	契約期間
顧客区分管理信託 契約書	委託者：株式会社マネースクウェア・ジャパン 受託者：住友信託銀行株式会社 受益者代理人（甲）：当社役職員（内部管理統括責任者） 1 受益者代理人（乙）：弁護士 2 受益者：顧客及び株式会社マネースクウェア・ジャパン 契約内容：金融商品取引法第43条及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の規定に従う、顧客資産の区分管理	平成16年7月15日より 1年間（ 3 ） 但し契約期間の満了日の1ヶ月前までに受託者または委託者が信託管理人（甲）の承諾を得ていずれか一方から他方に対して書面による契約終了の意思表示を行わない限り1年間延長後の契約期間満了日に変更され、その後も同様とする。
顧客区分管理信託 契約に伴うインター ネット為替取引サ ービスに関する基本 契約書	甲：株式会社マネースクウェア・ジャパン 乙：住友信託銀行株式会社 契約内容：乙が甲に提供する単一または複数のインターネット為替取引サービスに関する基本契約	定めなし。但し、いずれの当事者も事前の書面による通知により解約することができる。
インターネット為 替取引サービス 『FX-Partner』の 使用に関する覚書	甲：株式会社マネースクウェア・ジャパン 乙：住友信託銀行株式会社 契約内容：「顧客区分管理信託契約に伴うインターネット為替取引サービスに関する基本契約」に基づき乙が甲に提供するサービス	定めなし。

- 1 契約上特定の役職員との契約となっております。
- 2 契約上特定の弁護士との契約となっております。
- 3 この信託の契約期間は、原契約（外為証拠金分別管理信託契約）の全条項を変更契約に記載した条項に変更し、原契約の名称を「顧客区分管理信託契約」に変更しているため、原契約を締結した日が信託開始日となっております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益

・費用の報告数値の与える見積り・予測を必要としております。当社は、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り・予測の評価を実施しております。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末における資産・負債等の状況は以下のとおりであります。

流動資産

当事業年度末における流動資産残高は、21,877,632千円（前事業年度末は13,682,971千円）となり、8,194,661千円増加いたしました。これは、現金及び預金が71,226千円減少したものの、分別管理信託が8,231,571千円増加したことが大きな要因であります。

固定資産

当事業年度末における固定資産残高は、550,828千円（前事業年度末は459,747千円）となり、91,080千円増加いたしました。これは、有形固定資産が166,578千円から203,464千円へと36,886千円、無形固定資産が159,452千円から269,873千円へと110,421千円増加したものの、投資その他の資産のうち投資損失引当金が58,811千円増加したこと等によるものであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債残高は、19,058,283千円（前事業年度末は11,229,871千円）となり、7,828,411千円増加いたしました。これは、顧客預り勘定が7,602,618千円増加したことや、未払金が81,222千円、未払法人税等が93,130千円、1年内返済予定の長期借入金が40,000千円、ポイント引当金が12,121千円増加したことが主な要因であります。

固定負債

当事業年度末における固定負債残高は、230,310千円（前事業年度末は残高がありません）となりました。これは、長期借入金を160,000千円、資産除去債務を61,315千円、繰延税金負債を8,995千円計上したためであります。

純資産

当事業年度末における純資産額合計は、3,139,866千円（前事業年度末は2,912,847千円）となり、227,019千円増加いたしました。これは、主に、当期純利益等の計上により利益剰余金が235,822千円増加し、自己株式の取得により14,234千円減少したためであります。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

「1〔業績等の概要〕(1) 業績」をご参照ください。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度の982,455千円から当事業年度の1,524,746千円と542,290千円増加いたしました。これは、営業収益の好転から税引前当期純利益が349,796千円であったこと、減価償却費を100,401千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を10,701千円計上したこと、また、投資損失引当金が58,811千円、ポイント引当金が12,121千円、未払金が61,825千円、短期差入保証金が40,000千円増加したこと、さらに、前払費用が17,852千円減少したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローが567,934千円のプラス（前事業年度は74,314千円のマイナス）となったこと、さらに、設備投資に伴う支出や海外子会社設立による支出、投資有価証券の売却による収入等により、投資活動によるキャッシュ・フローが185,915千円のマイナス（前事業年度は126,464千円のマイナス）となったこと、また、長期借入を200,000千円実施し、配当金の支払いとして25,030千円、自己株式の取得として14,368千円をそれぞれ支出したことにより、財務活動によるキャッシュ・フローが160,600千円のプラス（前期は38,527千円のマイナス）になったこと等によります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度については、基幹システムの刷新による高速処理化や顧客に対してより魅力あるサービス、商品を提供するための顧客取引システムの改良、社内業務システムの充実・強化等を行った結果、204,061千円の設備投資を実施いたしました。

なお、所要資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

2 【主要な設備の状況】

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	外国為替 証拠金取 引及びそ の関連事 業等	本社機能等	32,553	17,521	3,104	888	54,067	27
M2J ベイスクエア (東京都江東区)	外国為替 証拠金取 引及びそ の関連事 業等	サーバー オンライン 取引シス テム等	101,210	52,179	170,597		323,987	35

(注) 1 上記のほか、当社は本社事務所及びM2Jベイスクエア(分室)を賃借しており、年間賃借料は74,044千円です。

2 金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央区)	外国為替 証拠金取 引及びそ の関連事 業等	ハードウェア(新取引 システム通信機器、デー タベース増設、PC購入 他)	34,000		借入金及び自己資金	平成23年 4月	平成23年 7月	
本社 (東京都中央区)	外国為替 証拠金取 引及びそ の関連事 業等	ソフトウェア(新取引 システム関連、CRM バージョンアップ、ス マートフォン対応等)	337,368	95,284	借入金及び自己資金	平成23年 1月	平成24年 3月	

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	203,615
計	203,615

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,591	54,591	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は、単元株制度は 採用しておりません。
計	54,591	54,591		

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

第5回新株予約権

(平成17年12月2日開催の臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,700	5,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 6	普通株式 (注) 6
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,700	5,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 権利行使請求期間の最終日が銀行休業日に当たる場合は、その前営業日に最終日を繰り上げる。
- 4 新株予約権の行使条件（払込価額及び行使期間を除く）
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約により定める。
- 5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件なし
- 6 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

第7回新株予約権

（平成20年6月27日開催の定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	946	943
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)7	普通株式(注)7
新株予約権の目的となる株式の数(株)	946	943
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,310	65,310
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,310 資本組入額 32,655	発行価格 65,310 資本組入額 32,655
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- 4 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
新株予約権の相続はこれを認めない。
その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- 5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 吸収分割
 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社
- 7 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

第8回新株予約権

（平成22年6月25日開催の定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,310	1,310
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)7	普通株式(注)7
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,310	1,310
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,750	37,750
新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から 平成32年6月24日まで	平成25年3月31日から 平成32年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,750 資本組入額 18,875	発行価格 37,750 資本組入額 18,875
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

7 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年3月16日 (注1)	1,918	36,671	28,770	527,835	28,770	432,835
平成19年8月9日 (注2)	600	37,271	9,000	536,835	9,000	441,835
平成19年8月9日 (注3)	400	37,671	6,000	542,835	6,000	447,835
平成19年8月9日 (注4)	1,800	39,471	27,000	569,835	27,000	474,835
平成19年8月9日 (注5)	80	39,551	1,200	571,035	1,200	476,035
平成19年8月9日 (注6)	180	39,731	2,700	573,735	2,700	478,735
平成19年8月9日 (注7)	30	39,761	600	574,335	600	479,335
平成19年8月9日 (注8)	8,500	48,261	233,750	808,085	233,750	713,085
平成19年10月24日 (注9)	4,000	52,261	306,900	1,114,985	306,900	1,019,985
平成19年11月27日 (注10)	1,200	53,461	92,070	1,207,055	92,070	1,112,055
平成20年3月3日 (注11)	900	54,361	13,500	1,220,555	13,500	1,125,555
平成20年3月3日 (注12)	100	54,461	1,500	1,222,055	1,500	1,127,055
平成20年3月3日 (注13)	130	54,591	1,950	1,224,005	1,950	1,129,005

- (注) 1 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 2 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 3 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 4 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 5 第2回新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 6 第3回新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 7 第4回新株予約権の権利行使
権利行使価格 40,000円、資本組入額 20,000円
- 8 第6回新株予約権の権利行使
発行価格 55,000円、資本組入額 27,500円
- 9 有償一般募集(ブックビルディング方式)
発行価格 165,000円、引受価額 153,450円、資本組入額 76,725円
- 10 オーバーアロットメントによる売出しに関連した有償第三者割当増資
発行価格 153,450円、資本組入額 76,725円
割当先 大和証券エスエムピーシー株式会社
- 11 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 12 第2回無担保新株予約権付社債の新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円
- 13 第2回新株予約権の権利行使
権利行使価格 30,000円、資本組入額 15,000円

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	12	38	9	1	2,166	2,228	
所有株式数(株)		98	797	4,012	7,130	19	42,535	54,591	
所有株式数の割合(%)		0.18	1.46	7.35	13.06	0.03	77.92	100	

(注) 1 自己株式5,004株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が7株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山本 久敏	東京都港区	9,616	17.61
ダイワ キャピタルマーケット シンガポール リミテッド(トラストアカウント)	6 Shenton Way #26-08 DBS Building Tower Two Singapore 068809	5,431	9.95
相葉 斉	東京都港区	3,736	6.84
大塚 正男	東京都新宿区	2,300	4.21
渡邊 悟	埼玉県さいたま市南区	1,370	2.51
青木 仁志	東京都港区	1,028	1.88
エムエルピーエフエス カスティー アカウント	South Tower World Financial Center NEW YORK N.Y. USA	1,004	1.84
小倉 啓満	東京都目黒区	1,000	1.83
有限会社啓尚企画	東京都目黒区碑文谷3-8-1	1,000	1.83
佐藤 幹雄	東京都江東区	683	1.25
計		27,168	49.77

(注) 1 当社は、自己株式5,004株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合9.17%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の「大株主の状況」からは除外しております。

2 FROM EAST PTE.LTD.及びその共同保有者である東田真輝氏、FROM EASTアセットマネジメント株式会社及びFE Brothers LTD.から平成23年3月16日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成23年3月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
FROM EAST PTE.LTD.	9 Battery Road #15-01 Straits Trading Building, Singapore 049910	4,450	8.15
東田 真輝	205 River Valley Road #10-64 UE Square, Singapore 238274	881	1.61
FROM EASTアセットマネジメント株式会社	東京都港区北青山三丁目6番7号	168	0.31
FE Brothers LTD.	P.O.Box 1164, Georgetown, Grand Cayman, Cayman Islands	1,004	1.84

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,004		権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,587	49,587	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	54,591		
総株主の議決権		49,587	

(注) 「完全議決株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義による失念株式7株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同名義による失念株式に係る議決権の数7個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マネースクウェア・ジャパン	東京都中央区京橋二丁目 5番18号	5,004		5,004	9.17
計		5,004		5,004	9.17

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年12月2日臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する一部従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年12月2日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成17年12月2日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成17年12月2日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月27日第6回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定めた付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月27日の第6回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成20年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、従業員42名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第7回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年6月25日第8回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月25日の第8回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成22年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名、従業員59名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況、第8回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成22年6月25日第8回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月25日の第8回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成22年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名、監査役4名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	350株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成23年6月23日から平成53年6月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を他に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権の割当日から1年が経過する日までは本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず平成52年6月24日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成23年6月24日第9回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成23年6月24日の第9回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

（平成23年6月24日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与）

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後に開催する取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,350株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	（注）1
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成33年6月23日までとする
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 2 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、平成23年6月24日開催の当社第9回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 3 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成23年6月24日第9回定時株主総会終結時以降発行会社が任意に定める付与日に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成23年6月24日の第9回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成23年6月24日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与)

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後に開催する取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	800株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日から30年間とする
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 上記の期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず平成53年6月23日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

その他権利行使の条件は、平成23年6月24日開催の当社第9回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成22年5月28日)での決議状況 取得期間(平成22年5月31日～平成23年3月31日)	1,000	60,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	481	14,234
残存決議株式の総数及び価額の総額	519	45,765
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	51.9	76.3
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	51.9	76.3

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成23年4月14日)での決議状況 取得期間(平成23年4月15日～平成24年3月31日)	1,000	70,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000	70,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100	100
当期間における取得自己株式	49	1,916
提出日現在の未行使割合(%)	95.1	97.3

(注)「当期間における取得自己株式」については、平成23年5月31日現在の状況で記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	5,004		5,053	

(注) 当期間における「保有自己株式数」については、平成23年5月31日現在の状況で記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的な業績動向を考慮に入れながら、各期の業績に応じて配当金額を決定しております。また、自己株式の取得については当期も継続して実施し、中長期的に当社の株式を保有していただく株主の皆様に対する株主還元、財務の安定性及び内部留保の確保等のバランスを考慮の上、年間配当性向25%程度を目標に、安定的な配当を目指しながら総合的に企業価値を向上させることを基本方針としております。

この剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針と考えておりますが、中間配当につきましては、その時々業績の進捗状況等を勘案して検討していく考えであります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当社が指標として考えている配当性向25%を基本と考えながらも、前期、前々期と株主の皆様のご期待にそえきれなかった分の還元を重視すると同時に、今後のさらなる業績向上に向けた経営基盤の強化を勘案し、1株当たり配当金1,800円、配当金総額89,256千円としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備え、設備投資及び財務基盤安定のために充当していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が第9期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成23年6月24日定時株主総会決議	89,256	1,800

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)		300,000	113,000	27,600	53,400
最低(円)		62,500	18,070	14,100	17,500

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。当社株式は、平成19年10月25日から大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	22,810	24,600	29,870	36,500	38,500	53,400
最低(円)	20,290	21,990	23,500	28,000	29,500	29,100

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		山本 久敏	昭和34年10月8日	昭和57年4月 平成11年1月 平成11年11月 平成12年4月 平成13年6月 平成14年10月 平成23年1月 エース交易(株)入社 ダイワフューチャーズ(株)(現・ひまわりホールディングス(株))入社 事業開発部長 트레이ダーズ証券(株)(現・トレーダーズホールディングス(株))入社 同社 代表取締役社長就任 イ・システム(株) 代表取締役社長 当社設立 代表取締役社長 MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Director (Chairman of the Board) (現任) President and Chief Executive Officer (現任)	注1	9,616
代表取締役 副社長		相葉 斉	昭和38年11月11日	昭和62年4月 平成9年12月 平成11年9月 平成11年11月 平成13年6月 平成14年5月 平成14年10月 平成23年1月 (株)三菱銀行(現・(株)三菱東京UFJ銀行)入行 サンタンデール・セントラル・ヒスパノ銀行 入行 ダイワフューチャーズ(株)(現・ひまわりホールディングス(株))入社 트레이ダーズ証券(株)(現・トレーダーズホールディングス(株))入社 同社 取締役 同社 専務取締役 当社設立 代表取締役副社長 MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Director (現任)	注1	3,736
常務取締役	営業 本部長	芥田 俊彦	昭和19年12月14日	平成2年7月 平成7年6月 平成11年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年3月 平成17年6月 平成18年2月 平成21年6月 平成22年4月 平成23年1月 大和証券(株) 公開引受部長 同社 取締役 公開引受副本部長 大和証券SBキャピタルマーケット(株) 常務執行役員 同社 監査役 つばさ証券(株)(現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 執行役員 UFJつばさ証券(株)(現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員 当社 監査役 当社 取締役 当社 常務取締役 当社 常務取締役営業本部長就任(現任) MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Director (現任)	注1	458
取締役	営業 副本部長	藤森 昭彦	昭和33年5月29日	昭和57年4月 平成12年3月 平成15年1月 平成18年1月 平成20年6月 平成22年4月 エース交易(株)入社 トレーダーズ証券(株)(現・トレーダーズホールディングス(株))入社 当社 入社 当社 総合企画部長 当社 取締役就任 当社 取締役営業副本部長(現任)	注1	145
取締役	業務管理 部長	渡邊 悟	昭和38年12月6日	昭和57年4月 平成13年9月 平成14年10月 平成17年11月 平成21年6月 平成23年1月 エース交易(株)入社 トウキョウフォレックストレーダーズ証券(株) (現・トレーダーズホールディングス(株))入社 当社 入社 取締役 当社 業務管理部長(現任) 当社 取締役就任(現任) MONEY SQUARE INTERNATIONAL, INC. Chief Financial Officer (現任)	注1	1,370
常勤監査役		山本 和夫	昭和23年4月3日	昭和47年4月 平成10年4月 平成15年4月 平成19年2月 平成22年6月 日新火災海上保険(株)入社 同社 本店営業第1部長 同社 本店検査部検査役 当社 入社 内部監査室長 当社 監査役就任(現任)	注2	11
監査役		菱倉 明彦	昭和11年10月13日	平成4年6月 平成7年3月 平成9年6月 平成18年4月 平成18年6月 東邦アセチレン(株) 取締役 同社 取締役経営管理部長 同社 監査役 当社 顧問 当社 監査役就任(現任)	注2	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		長尾 隆史	昭和33年9月12日	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和60年4月 さくら共同法律事務所 平成4年9月 米津合同法律事務所 平成8年6月 長尾法律事務所 設立(現任) 平成18年2月 当社 監査役就任(現任) 平成22年2月 (株)キューソー流通システム 監査役(現任)	注2	20
監査役		古田 善香	昭和17年12月10日	昭和55年7月 国税庁直税部審理課審理第1係長 平成2年7月 大蔵省主税局総務課主税調査官 平成7年7月 国税不服審判所国税審判官 平成11年7月 東京国税局課税第一部次長 平成12年7月 京橋税務署長 平成13年8月 古田善香税理士事務所開業(現任) 平成15年6月 フィールズ(株) 監査役(現任) 平成19年2月 当社 監査役就任(現任)	注2	427
計						15,797

- (注) 1 平成22年6月25日選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時まで。
2 平成22年6月25日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時まで。
3 監査役菱倉明彦、長尾隆史、古田善香は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4 平成23年6月24日開催の取締役会において、代表取締役の異動が決議され、代表取締役社長であった山本久敏が代表取締役社長を辞任し取締役に、代表取締役副社長でありました相葉斉が代表取締役社長に平成23年6月30日付でそれぞれ就任いたします。また、役員人事の変更で常務取締役であります芥田俊彦が専務取締役に同じく平成23年6月30日付で就任いたします。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ．提出会社の企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、本有価証券報告書提出日現在、取締役5名、監査役4名並びに従業員約60名という人員構成の監査役会設置会社であります。監査役については、4名のうち3名が社外監査役であり、独立役員として選任しております。当社は、社外取締役を選任しておりませんが、当事業年度より監査役会を3名から4名体制に増員し、社外監査役を3名と充実させることで、経営に対する監査機能の強化を図っております。

また、当社は、取締役会以外にも経営会議に準ずる会議体である経営連絡会、営業戦略会議並びに責任者会議において、業務執行状況の報告や重要事項等審議を行っております。また、取締役会には社外監査役3名を含む監査役4名が出席し、第三者の立場から経営を監視しております。以上のことから、取締役間の相互牽制機能、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に整備されているものと認識しております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

(a) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月1日より施行された会社法に則り社内整備の強化及び明文化を目的に、平成18年5月16日に開催した取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議しております。その概要は次のとおりであります。

1．役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備

当社は以下に掲げるコンプライアンス・ポリシーを役職員が職務の執行及び定款を遵守するための倫理行動規範として定め、関係諸法令や諸規程の遵守に努めます。また、コンプライアンス・ポリシーを実践するための基本原則となるコンプライアンス・マニュアルをはじめ、コンプライアンスに関する諸法令や諸規程を遵守するため、コンプライアンスに関する研修等を行い業務の適正を確保するための体制の整備を図ります。また、コンプライアンス・マニュアルに定めたコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のため、顧問弁護士をはじめとするコンプライアンス部門に相談窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

また、内部監査室及び監査役が役職員のコンプライアンス状況、職務分掌、業務フロー等の監査を行い、取締役会及び監査役会に報告することにより業務の適正を確保することとしています。

コンプライアンス・ポリシー

- ・私たちは、外国為替市場の担い手として、また、金融機関としての社会的責任と公共的使命を強く認識し、健全な業務を行ってまいります。
- ・私たちは、役職員一人ひとりが職業人として社会から信頼される常識と倫理感覚を常に保持できるよう、不断の研鑽に努めます。
- ・私たちは、株主及びお客様をはじめとするステークホルダーの最大の利益及び市場の健全性を図るため、関係諸法令の文言はもちろん、その立法趣旨と精神に配慮し、遵守します。
- ・私たちは、反社会的勢力に対し、断固とした姿勢で臨みます。
- ・私たちは、自己責任原則に則り、自らの自浄作用を最大限発揮できるための内部管理体制の強化に努めます。
- ・私たちは、コンプライアンスに反する行為に対しては厳しく対応します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、文書管理規程で定められた期間や方法により文書管理を行うこととする。また、取締役及び監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧できることとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクについて、リスク管理規程及び危機管理規程に従い適切に対処することとする。リスクごとに担当部署を定め、担当部署を統括する取締役はリスク管理や対応策の作成、見直しを図るとともに、他の部署の業務執行に係るリスクについての認識を深めるための研修等を行い、全社的なリスク管理体制を構築することとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期に開催し、必要に応じて適宜取締役会を開催することとする。また、取締役会において定められた経営計画を達成するため、取締役の職務分掌に基づき、職務権限と担当業務を明確にし、業務の執行を行わせることとする。

5．当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社が企業集団を形成した場合においては、関係する社内規程を整備するとともに、内部監査室、監査役による企業集団における業務のコンプライアンス及び効率化、適正化についての監査を実施し、その結果について取締役会に報告することにより業務の適正を確保することとする。

6．監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、内部監査室に属する職員を補助すべき使用人として監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役会より当該命令を受けた使用人については当該命令について取締役等の指揮命令は受けないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する事項

取締役及び使用人は監査役会に対して、法定の事項、経営面等で重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及び監査役会の要請による事項等についてすみやかに報告することとし、原則として監査役会に対する報告として定期及び臨時の取締役会で報告及び意見交換を行うこととする。また、会計監査人より会計監査の結果についての報告を受けるとともに会計監査人との情報の交換を行う等連携を図ることとする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役監査規程に則り監査役監査を行うこととする。また、会計監査人より会計監査の結果について報告を受けるとともに、監査役監査、会計監査の結果等について監査役は取締役及び使用人に対して公平不偏の立場から意見の表明、改善提案等を行うことができることとする。

また、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に則り、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施するため、「財務報告に係る内部統制評価水準のガイドライン」を定めており、その概略は次のとおりとなっております。

・内部統制報告の基本

正確で信頼性のある財務報告を目指すことに努め、信頼性のある財務報告作成のため、適切な社内制度の設計・運用・人材の確保・配置・見直しを行い、社員に対する権限と責任の委任は適切な範囲に限定しかつ明確にすることとしております。また、職務の遂行に必要な手段や訓練に対しては積極的な支援を行うこととし、不備が発見された場合には、虚偽記載の発生可能性と影響の範囲・程度の検討を

行うこととしております。

・内部統制評価の基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、期末日を評価時点として行うこととしております。

・内部統制の整備・運用及び評価の責任者

財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の責任者は、内部統制報告書に自署かつ押印する代表取締役社長であるとしております。また、代表取締役社長は、財務報告に関する重要な欠陥を取締役会及び監査役会並びに外部監査人に適時に報告することとしております。

・内部統制の評価範囲

財務報告の信頼性に及ぼす影響の観点から、評価範囲を店頭外国為替証拠金取引に限定することとしております。また、評価範囲を決定する手順・方法は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、重要な事業拠点、全社的な内部統制の評価結果、評価対象とする業務プロセスの識別等を検証し、毎年合理的に決定することとしております。

・リスク対応

リスク評価の正確性を期すため、適切な階層の人材投与を行うこととしております。また、信頼性ある財務報告作成に重要な影響を及ぼす変化が発生した場合、リスク再評価の仕組みを設定し適切な対応を図ることとし、不正に関するリスクについては、動機・原因・背景等を踏まえ、適切にリスク評価を行うこととしております。

・統制の確保

諸リスクを軽減する統制活動を確保するため、業務プロセス単位の対策強化を徹底し、統制活動について、全社的な職務権限規程や個々の業務手順の整備を行うこととしております。また、統制活動の妥当性について、定期的検証を実施することとしております。

・情報及び伝達の体制整備

本ガイドラインが全従業員に徹底される体制の整備、会計及び財務に関する情報が関連業務プロセスから情報システムに適切に伝達され利用可能となる体制の整備、内部統制に関する重要な情報が経営者及び組織内管理者に円滑に伝達される体制の整備を図ることとしております。また、経営者、取締役会、監査役及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有される仕組みを強化することとし、さらに、内部通報制度を活用した通常の報告経路から独立した伝達経路が利用できる体制の整備を図ることとしております。

・ITによる統制

信頼性のある財務報告の作成という目的達成に対するリスク低減に資するため、ITを用いた統制の利用領域の拡大を強化し、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制の整備を図ることとしております。

・モニタリング

日常的及び独立的モニタリングの有効性を意識し、モニタリングがそれぞれの業務活動に適切に組み込まれるよう体制の整備を図ることとしております。

・不備への対応

不備について、集計方法、発生可能性の判断基準、影響額の算定等を定めるとともに、重要な欠陥等の是正に努めることとしております。

(b) 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、外国為替証拠金取引市場の健全性・公平性の確保及び投資家と当社関係者の安全性確保のため、関係法令に基づき、いわゆる反社会的勢力を排除する体制を整備するとともに、断固たる態度でこれら勢力との関係を断絶いたします。

1. 当社は、反社会的勢力に対して、組織全体として対応する為の体制を整備して参ります。
2. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を構築して参ります。
3. 当社は、反社会的勢力との取引を一切行わず、また、期せずして反社会的勢力との取引が判明した場合には、取引解消に向け適切な処置を組織全体として対応いたします。
4. 当社は、反社会的勢力には一切応じず、民事もしくは刑事による法的対応を行います。
5. 当社は、反社会的勢力への資金提供は一切行いません。

(c) リスク管理体制の整備の状況

当社は当社事業に関するリスクについて、市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク、その他のリスク（法務リスク、レピュテーションリスク等）の3つに分類しております。これらリスクについて、当社は法令等の遵守及び社内ルールの遵守を基本にリスク管理規程及び危機管理規程等に基づいて、会社機関と内部統制システムを一層充実させ、それぞれのリスク毎に対応を整備し、リスクの種類と所在を明確化した上で管理する体制としております。また、当社の内部管理統括責任者がリスク全般の管理統括を行っております。リスクに関する重要事項の審議決定については、取締役会がリスク全般に関して報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的に対応しております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができるとしており、また、社外取締役及び社外監査役との間においても、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができるとしております。取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を發揮できるようにするためには、責任を限定する必要があるとの判断から定めております。また、監査役についても同様に、その能力を十分に発揮し、期待される役割を發揮できるようにするためには、責任を限定する必要があるとの判断から定めております。社外取締役及び社外監査役については、外部から人を迎え入れるということもあり、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を確保するためには責任を限定する必要があるとの判断から定めております。

内部監査及び監査役監査

イ. 内部監査

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当いたします。内部監査室長1名が、内部監査規程に基づき事業年度毎に内部監査計画を策定し、定期的に各部門の業務遂行状況について、内部監査命令～監査実施～被監査部門との事実確認～結果分析～改善指摘事項の確定～内部監査報告の手順で実施し、各部門の業務の合法性及び合理性の監査結果については、内部監査報告書にて代表取締役社長並びに監査役会に提出しております。被監査部署に対しては、該当部分に関する報告書を作成提示し、指摘事項に対する改善対策報告書を内部監査室宛て書面による提出を義務付ける等、改善状況のチェックを随時行う体制をとっております。また、財務報告に関わる内部統制の有効性の状況についても検証を行っており、その他、随時必要に応じて臨時の特命監査を実施する場合があります。今後も、会社の業務、財産の状況、法令遵守及びコンプライアンス状況に関し検査の徹底を図り、内部牽制機能が十分機能した組織の確立に努めて参ります。

ロ. 監査役監査

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は4名（常勤監査役1名）で構成され、常勤監査役を除く監査役は全員が社外監査役であります。社外監査役のうち1名は、過去に上場会社にて経営管

理部の役員並びに監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。別の社外監査役のうち1名は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役会は毎月1回の開催を原則としており、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や他の重要な経営会議に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門員等との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監査しております。また、会計監査人から監査方針及び監査計画等を聴取し、監査の結果について随時報告もしくは説明を受ける等を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

八．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査及び監査役監査に会計監査を加えた3つの監査機能は、内部統制部門交えて財務報告に対する信頼性向上のため、必要に応じて会合を設け、それぞれの監査結果について情報共有並びに意見交換を図りながら、効果的かつ効率的な監査及び適宜連携し必要な助言を受けることも含め、適正な会計処理及び透明な経営確保に努めるため、連携及び体制を確立しております。

社外取締役及び社外監査役

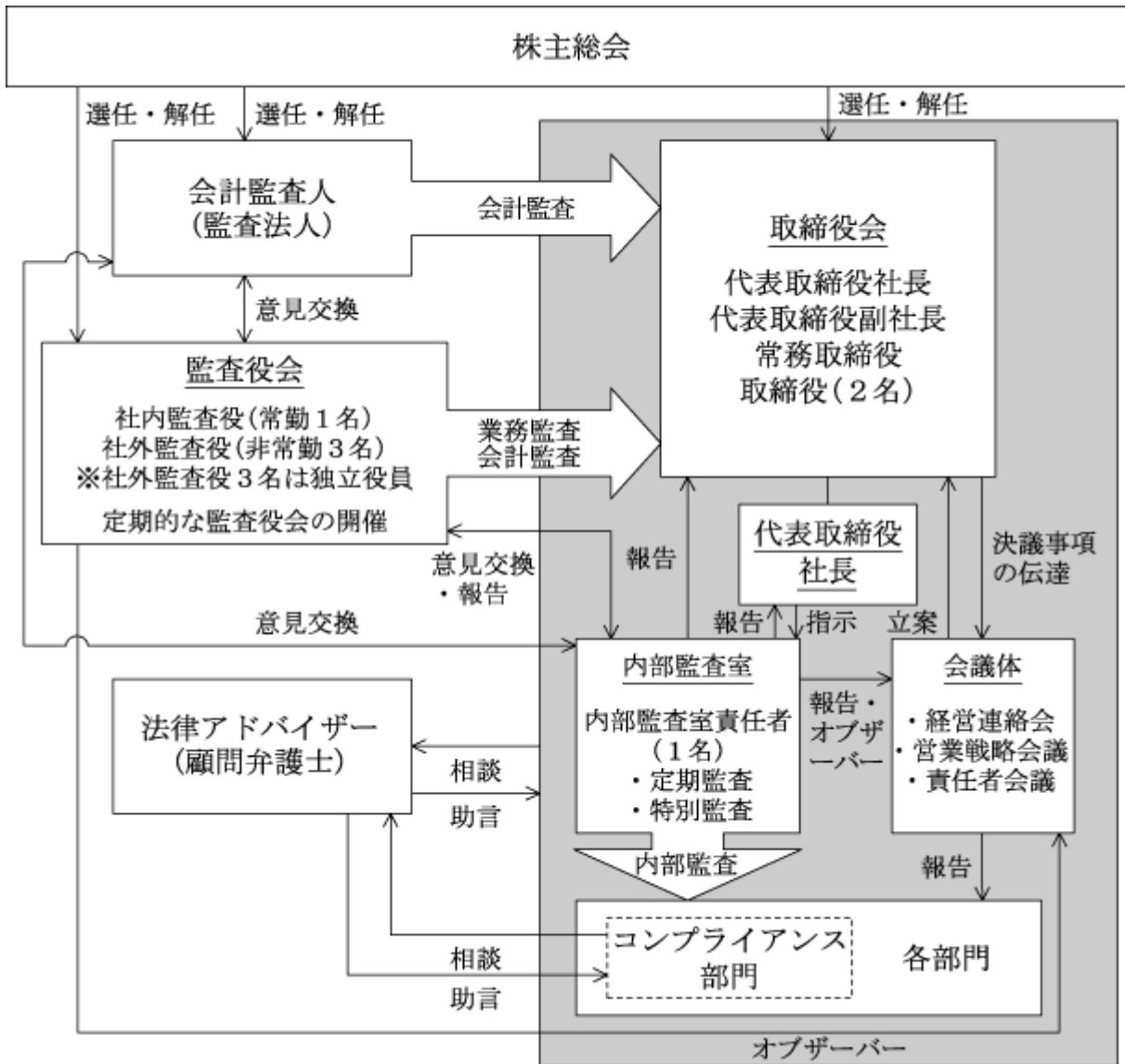
当社の社外監査役は3名ですが、社外取締役は選任しておりません。

社外監査役と提出会社には、人的関係はなく、大株主等の資本的關係もなく、また、多額の金銭やその他財産を得るような取引関係、その他利害関係もありません。

社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割は、毎月1度定期的に行われる定例取締役会と、その他必要に応じて開催される臨時取締役会に出席するとともに、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監査しております。

社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方は、現在、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役(3名)の充実により、経営に対する監視監督機能の強化を図っております。しかしながら、更なる経営の監視監督機能の強化を図るためには、社外取締役を選任することの必要性も認識しており、当社が必要と認めた場合には適任者を社外取締役として選任することも検討して参りたいと考えております。

社外監査役による監督又は内部監査及び監査役監査に会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため内部統制部門も含め、必要に応じて会合を設け、それぞれの監査結果について情報共有並びに意見交換を図りながら、透明性の高い経営確保の監督に努めております。



役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	91,340	88,320	3,020			5
監査役 (社外監査役を除く)	4,573	4,546	27			1
社外役員	12,150	12,150				3

(注) 当事業年度における状況になります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(名)	内容
25,200	2	管理職として使用人給与に含まれている金額

二．役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役全員による合議制となっております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)T & C ホールディングス	100	4,000	業務上の関係を有するため

(当事業年度)

特定投資株式

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、下記の公認会計士により監査業務が執行されております。

・業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員：筆野 力（有限責任 あずさ監査法人）

指定有限責任社員 業務執行社員：田中 量（有限責任 あずさ監査法人）

継続監査年数については、全員7年以下であるため、記載をしておりません。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 3名

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当社は、毎月1回の定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたしました。取締役会には、監査役が毎回出席し意見を述べております。また、コンプライアンスを徹底するための勉強会や個人情報保護の徹底を行うための勉強会、また、広域災害発生時等の危機管理のための社内連絡体制の構築を行いました。

定款で定める取締役の定数及び取締役の選解任の決議要件

イ．定款で定める取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ロ．取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席

し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上を通じて株主への利益還元をはかるため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当の決定機関

当社は会社法第454条第5項に定める剰余金の配当等の事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
31,396	750	25,800	3,300

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、前事業年度において監査公認会計士等に対し、以下の業務を委託し報酬を支払っております。

- ・「顧客区分管理信託」に係る証拠金残高に関し、監査公認会計士等と当社との間で合意した手続き

当社は、当事業年度において監査公認会計士等に対し、以下の業務を委託し報酬を支払っております。

- ・「顧客区分管理信託」に係る証拠金残高に関し、監査公認会計士等と当社との間で合意した手続き

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定について、特に方針を定めておりませんが、監査公認会計士等の独立性を損ねることがないように、監査日数、当社の規模・特性等の要素等を勘案して、適切に決定するようにしております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、あずさ監査法人より監査を受け、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人より監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

なお、資産基準、営業収益基準、利益基準および利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0%
営業収益基準	%
利益基準	0.7%
利益剰余金基準	0.2%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に対する的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務報告の信頼性を確保できるよう努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,190,410	2,119,184
分別管理信託	¹ 11,446,517	¹ 19,678,088
前払費用	29,544	11,691
繰延税金資産	13,039	26,127
その他	3,458	42,539
流動資産合計	13,682,971	21,877,632
固定資産		
有形固定資産		
建物	137,098	186,929
減価償却累計額	35,523	53,165
建物(純額)	101,575	133,763
工具、器具及び備品	179,008	214,840
減価償却累計額	114,005	145,139
工具、器具及び備品(純額)	65,002	69,700
有形固定資産合計	166,578	203,464
無形固定資産		
ソフトウェア	158,546	173,701
ソフトウェア仮勘定	-	95,284
その他	905	888
無形固定資産合計	159,452	269,873
投資その他の資産		
投資有価証券	125,000	121,000
関係会社株式	-	8,146
長期前払費用	202	-
差入保証金	68,035	68,035
繰延税金資産	2,184	-
その他	478	1,303
投資損失引当金	62,183	120,995
投資その他の資産合計	133,717	77,490
固定資産合計	459,747	550,828
資産合計	14,142,719	22,428,461

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	85,631	166,854
未払法人税等	3,794	96,925
顧客預り勘定	2 11,112,937	2 18,715,556
ポイント引当金	21,006	33,128
1年内返済予定の長期借入金	-	40,000
その他	6,501	5,819
流動負債合計	11,229,871	19,058,283
固定負債		
長期借入金	-	160,000
資産除去債務	-	61,315
繰延税金負債	-	8,995
固定負債合計	-	230,310
負債合計	11,229,871	19,288,594
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金	1,129,005	1,129,005
資本剰余金合計	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	698,218	934,040
利益剰余金合計	698,218	934,040
自己株式	160,561	174,795
株主資本合計	2,890,666	3,112,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	-	-
新株予約権	22,181	27,611
純資産合計	2,912,847	3,139,866
負債純資産合計	14,142,719	22,428,461

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
トレーディング損益	1,183,774	2,077,811
営業収益計	1,183,774	2,077,811
営業費用		
販売費及び一般管理費	¹ 1,383,511	¹ 1,660,797
営業利益又は営業損失()	199,737	417,013
営業外収益		
受取利息	7,838	3,420
法人税等還付加算金	1,547	-
助成金収入	-	1,000
その他	282	471
営業外収益合計	9,668	4,891
営業外費用		
支払利息	351	16
投資損失引当金繰入額	54,556	58,811
支払手数料	126	134
その他	10	-
営業外費用合計	55,044	58,962
経常利益又は経常損失()	245,113	362,942
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,739
特別利益合計	-	3,739
特別損失		
固定資産除却損	² 1,537	² 42
固定資産臨時償却費	³ 48,808	³ 6,140
投資有価証券評価損	4,090	-
本社移転費用	51,042	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	10,701
特別損失合計	105,478	16,884
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	350,592	349,796
法人税、住民税及び事業税	1,055	90,848
法人税等調整額	4,189	1,908
法人税等合計	3,133	88,940
当期純利益又は当期純損失()	347,458	260,856

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,224,005	1,224,005
当期末残高	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,129,005	1,129,005
当期末残高	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,071,066	698,218
当期変動額		
剰余金の配当	25,390	25,034
当期純利益又は当期純損失()	347,458	260,856
当期変動額合計	372,848	235,822
当期末残高	698,218	934,040
自己株式		
前期末残高	147,548	160,561
当期変動額		
自己株式の取得	13,013	14,234
当期変動額合計	13,013	14,234
当期末残高	160,561	174,795
株主資本合計		
前期末残高	3,276,528	2,890,666
当期変動額		
剰余金の配当	25,390	25,034
当期純利益又は当期純損失()	347,458	260,856
自己株式の取得	13,013	14,234
当期変動額合計	385,862	221,588
当期末残高	2,890,666	3,112,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,879	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,879	-
当期変動額合計	1,879	-
当期末残高	-	-

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
新株予約権		
前期末残高	9,058	22,181
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,122	5,430
当期変動額合計	13,122	5,430
当期末残高	22,181	27,611
純資産合計		
前期末残高	3,283,708	2,912,847
当期変動額		
剰余金の配当	25,390	25,034
当期純利益又は当期純損失（ ）	347,458	260,856
自己株式の取得	13,013	14,234
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,001	5,430
当期変動額合計	370,860	227,019
当期末残高	2,912,847	3,139,866

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	350,592	349,796
減価償却費	93,377	100,401
固定資産除却損	1,537	42
固定資産臨時償却費	48,808	6,140
本社移転費用	51,042	-
株式報酬費用	13,122	5,430
投資有価証券評価損益 (は益)	4,090	-
投資損失引当金の増減額 (は減少)	54,556	58,811
受取利息	7,838	3,420
支払利息	351	16
ポイント引当金の増減額 (は減少)	21,006	12,121
有価証券及び投資有価証券売却損益 (は益)	-	3,739
為替差損益 (は益)	58	329
分別管理信託の増減額 (は増加)	2,238,892	7,618,054
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	10,701
前払費用の増減額 (は増加)	8,909	17,852
未払金の増減額 (は減少)	1,704	61,825
短期差入保証金の増減額 (は増加)	-	40,000
顧客預り勘定の増減額 (は減少)	2,237,573	7,602,618
その他	2,545	3,162
小計	85,075	564,037
利息の受取額	8,289	3,550
利息の支払額	351	-
本社移転費用支払額	50,912	-
法人税等の支払額	3,017	1,310
法人税等の還付額	56,753	1,657
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,314	567,934
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,000,000	3,000,000
定期預金の払戻による収入	3,000,000	3,000,000
有形固定資産の取得による支出	59,409	35,971
無形固定資産の取得による支出	76,819	148,709
差入保証金の差入による支出	39,476	-
差入保証金の回収による収入	49,401	-
関係会社出資金の払込による支出	-	8,146
投資有価証券の売却による収入	-	7,735
その他	160	824
投資活動によるキャッシュ・フロー	126,464	185,915
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	-
短期借入金の返済による支出	200,000	-
長期借入れによる収入	-	200,000
配当金の支払額	25,386	25,030
自己株式の取得による支出	13,140	14,368
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,527	160,600
現金及び現金同等物に係る換算差額	58	329
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	239,248	542,290
現金及び現金同等物の期首残高	1,221,704	982,455
現金及び現金同等物の期末残高	982,455	1,524,746

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 分別管理信託の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同 左
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同 左
3 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>_____</p> <p>(1) その他有価証券 ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 ・時価のあるもの _____</p> <p>・時価のないもの 同 左</p>
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法を採用しております。 但し、建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 ・ 建 物：3～15年 ・ 工具器具及び備品：3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残 存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 （リース資産を除く） 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 同 左</p> <p>(3) リース資産 同 左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 投資損失引当金 投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p> <p>(2) ポイント引当金 顧客に付与されたポイントの利用による費用発生に備えるため、将来利用すると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社は、当事業年度より顧客向けポイントプログラムをスタートいたしました。そのため、当事業年度より顧客の利用実績に基づき、将来利用すると見込まれる額を「ポイント引当金」として計上しております。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ21,006千円増加しております。</p>	<p>(1) 投資損失引当金 同 左</p> <p>(2) ポイント引当金 同 左</p>
6 ヘッジ会計の方法	<p>_____</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金の利息</p> <p>(3) ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性評価を省略しております。</p>
7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同 左</p>
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税及び地方消費税の会計処理税抜方式を採用しております。</p> <p>また、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。</p>	<p>同 左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
—————	(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ4,703千円減少し、税引前当期純利益は15,404千円減少しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)																
<p>1 分別管理信託 外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を分別保管するため、信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結しております。</p> <p>2 顧客預り勘定 顧客との外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益を含めた残高で表示しております。 なお、顧客預り勘定の内訳は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">預り証拠金</td> <td style="text-align: right;">14,592,292千円</td> </tr> <tr> <td>確定損益未受渡分</td> <td style="text-align: right;">25,177千円</td> </tr> <tr> <td>未決済残高評価損益</td> <td style="text-align: right;">3,504,531千円</td> </tr> <tr> <td>顧客預り勘定 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,112,937千円</td> </tr> </table>	預り証拠金	14,592,292千円	確定損益未受渡分	25,177千円	未決済残高評価損益	3,504,531千円	顧客預り勘定 合計	11,112,937千円	<p>1 同 左</p> <p>2 顧客預り勘定 顧客との外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益を含めた残高で表示しております。 なお、顧客預り勘定の内訳は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">預り証拠金</td> <td style="text-align: right;">22,680,681千円</td> </tr> <tr> <td>確定損益未受渡分</td> <td style="text-align: right;">58,556千円</td> </tr> <tr> <td>未決済残高評価損益</td> <td style="text-align: right;">4,023,681千円</td> </tr> <tr> <td>顧客預り勘定 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,715,556千円</td> </tr> </table>	預り証拠金	22,680,681千円	確定損益未受渡分	58,556千円	未決済残高評価損益	4,023,681千円	顧客預り勘定 合計	18,715,556千円
預り証拠金	14,592,292千円																
確定損益未受渡分	25,177千円																
未決済残高評価損益	3,504,531千円																
顧客預り勘定 合計	11,112,937千円																
預り証拠金	22,680,681千円																
確定損益未受渡分	58,556千円																
未決済残高評価損益	4,023,681千円																
顧客預り勘定 合計	18,715,556千円																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																														
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は56%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は44%であります。</p> <p>主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">97,916千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">311,942千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">295,639千円</td></tr> <tr><td>ポイント引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">21,006千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">93,377千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">110,524千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">90,272千円</td></tr> </table> <p>2 固定資産除却損</p> <p>固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">998千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">538千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,537千円</td></tr> </table> <p>3 固定資産臨時償却費</p> <p>平成21年9月に行われた本社の移転に伴い、旧本社における建物等の臨時償却を行ったものであり、内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">43,139千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">5,422千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">246千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48,808千円</td></tr> </table>	役員報酬	97,916千円	給与手当	311,942千円	広告宣伝費	295,639千円	ポイント引当金繰入額	21,006千円	減価償却費	93,377千円	支払報酬	110,524千円	地代家賃	90,272千円	建物	998千円	ソフトウェア	538千円	合計	1,537千円	建物	43,139千円	工具、器具及び備品	5,422千円	ソフトウェア	246千円	合計	48,808千円	<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は62%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は38%であります。</p> <p>主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">105,016千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">325,490千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">510,921千円</td></tr> <tr><td>ポイント引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">33,128千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">100,401千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">96,892千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">74,044千円</td></tr> </table> <p>2 固定資産除却損</p> <p>固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">42千円</td></tr> </table> <p>3 固定資産臨時償却費</p> <p>予定されるシステムの変更に伴い、当事業年度末に耐用年数の変更を行ったソフトウェアについて、当事業年度において臨時償却を行ったことによるものであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">6,140千円</td></tr> </table>	役員報酬	105,016千円	給与手当	325,490千円	広告宣伝費	510,921千円	ポイント引当金繰入額	33,128千円	減価償却費	100,401千円	支払報酬	96,892千円	地代家賃	74,044千円	工具、器具及び備品	42千円	ソフトウェア	6,140千円
役員報酬	97,916千円																																														
給与手当	311,942千円																																														
広告宣伝費	295,639千円																																														
ポイント引当金繰入額	21,006千円																																														
減価償却費	93,377千円																																														
支払報酬	110,524千円																																														
地代家賃	90,272千円																																														
建物	998千円																																														
ソフトウェア	538千円																																														
合計	1,537千円																																														
建物	43,139千円																																														
工具、器具及び備品	5,422千円																																														
ソフトウェア	246千円																																														
合計	48,808千円																																														
役員報酬	105,016千円																																														
給与手当	325,490千円																																														
広告宣伝費	510,921千円																																														
ポイント引当金繰入額	33,128千円																																														
減価償却費	100,401千円																																														
支払報酬	96,892千円																																														
地代家賃	74,044千円																																														
工具、器具及び備品	42千円																																														
ソフトウェア	6,140千円																																														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	54,591			54,591

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,811	712		4,523

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 712株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700			5,700		
第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	983		30	953	22,181	(注)2
合計		6,683		30	6,653	22,181	

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 2 目的となる株式の数の変動事由の概要
 第7回新株予約権の減少は、権利失効によるものです。
 3 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	25,390	500.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,034	500.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	54,591			54,591

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,523	481		5,004

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 481株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700			5,700		
第7回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	953		7	946	26,421	
第8回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式		1,310		1,310	1,190	(注) 2
合計		6,653	1,310	7	7,956	27,611	

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 2 目的となる株式の数の変動事由の概要
 第8回新株予約権の増加は、発行によるものであります。
 3 第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	25,034	500.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89,256	1,800.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,190,410千円	現金及び預金	2,119,184千円
外国為替証拠金取引顧客分別金	38,217千円	外国為替証拠金取引顧客分別金	76,871千円
分別管理信託(自己勘定)	330,262千円	分別管理信託(自己勘定)	982,433千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,500,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,500,000千円
現金及び現金同等物	982,455千円	現金及び現金同等物	1,524,746千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)				当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具、器具 及び備品	5,340	2,314	3,026	工具、器具 及び備品	5,340	3,382	1,958
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
	1年以内	1,068千円			1年以内	1,068千円	
	1年超	1,958千円			1年超	890千円	
	合計	3,026千円			合計	1,958千円	
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算定してお ります。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算定してお ります。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
	支払リース料	1,068千円			支払リース料	1,068千円	
	減価償却費相当額	1,068千円			減価償却費相当額	1,068千円	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする 定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする 定額法によっております。			

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、外国為替証拠金取引を主たる事業としております。顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対して、主にインターネットや電話を通じて注文を受け付け受諾することにより取引が成立いたします。また、当社は、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するため、カウンターパーティーに対してカバー取引を行っております。

当社は、自己資金を用いて、事業の運営のために必要な資金を手当しておりますが、設備投資等を行う際には、短期的に銀行借入を行う場合もあります。余剰資金については、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

分別管理信託は、外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を区分管理するためのものであり、信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結しておりますが、契約内容が履行されない場合に発生する信用リスクに晒されています。また、カウンターパーティーを相手方とするカバー取引を行っており

ますが、決済履行に係る信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

顧客預り勘定は、外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益（評価損益を含む）を含めた残高を表していますが、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する未収金が回収できない可能性を含んだ顧客の信用リスク、顧客との相対取引での決済履行に係る信用リスク、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

現金及び預金は、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、または、運用会社が組成・発行する有価証券であり、市場価格の変動や為替等の変動を含んだ市場リスク、また、保有有価証券を発行・組成する各発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、貸貸人等に対し契約締結時に敷金及び保証金等を差し入れております。

未払金に関しては、概ね1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎に実施しております。

このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に基づき、毎営業日、これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しています。

外国為替証拠金取引に係るリスク管理体制は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、カバー取引業務を行う部門（市場業務部）から独立している管理部門（業務管理部）が日次においてポジション及び売買損益の状況をチェックすることにより、カバー取引業務を行う部門に対する牽制を行っております。また、その内容については、日次で役員及び関連部署に報告されています。

・信用リスクの管理

顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては、顧客により追加預託を受けるか、顧客の持高の全部を強制決済するか、もしくは、一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行により発生する顧客の信用リスクを大幅に低減しております。

カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。また、当社のカバー取引のスキームは、カバー取引先及び顧客資産の区分管理信託先を同一の金融機関で行っているため、カバー取引を行う際に必要な自己資金を差し入れる必要がなく、同時にカバー取引に係る損益金の立替が発生しないため、カウンターパーティーの信用状況に起因する信用リスクは大幅に低減しております。

預金、有価証券、差入保証金や未払金等については、信用度の高い金融機関のみに限定したり、発行体、資金の差入先並びに契約締結先等に対して、定期的に残高の管理、時価及び財政状態等の把握を行い、回収懸念等の早期把握と信用リスクの低減を行っております。

・市場リスクの管理

当社の外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。顧客との取引により生ずる当社の為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しており、当該業務運用時の損失限度基準を含む為替の持高限度基準は為替持高管理事務に係る内規において定めており、リスクの低減を図っております。

・流動性リスクの管理

当社の外国為替証拠金取引スキームは、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行う際に必要な自己資金の差し入れを必要とせず立替金も発生しないため、外国為替証拠金取引事業を継続的に行っていくに当たり存在する流動性リスクに関しては極めて限定的となっております。そのため、当社が管理すべき流動性リスクは、一般商取引に係る取引時等に発生する流動性リスクであり、高い手許流動性の維持を図ることでリスクの管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2をご参照下さい。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,190,410	2,190,410	
(2) 分別管理信託	11,446,517	11,446,517	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,000	4,000	
資産計	13,640,928	13,640,928	
(1) 未払金	85,631	85,631	
(2) 未払法人税等	3,794	3,794	
(3) 顧客預り勘定	11,112,937	11,112,937	
負債計	11,202,364	11,202,364	

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 分別管理信託

分別管理信託は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」を参照下さい。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 顧客預り勘定

顧客預り勘定は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 出資証券	121,000
差入保証金	68,035

出資証券については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、主に、当社が本社として使用しているオフィスの賃貸借契約に係る敷金であります。当社は、現時点で本社を移転する計画はなく、差入保証金の将来キャッシュ・フローを見積ることができず、また、市場価格も存在せず時価を把握することが極めて困難と認められるため表中には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
現金及び預金	2,190,410		
分別管理信託	11,446,517		
合計	13,636,928		

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、外国為替証拠金取引を主たる事業としております。顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、当社が顧客等に対して提示する為替レートに対して、主にインターネットや電話を通じて注文を受け付け受諾することにより取引が成立いたします。また、当社は、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するため、カウンターパーティーに対してカバー取引を行っております。

当社グループは、短期的な運転資金は、原則として自己資金により賄っており、余剰資金については、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は、将来の為替や金利の変動によるリスク回避、運用収益の獲得を目的としておりますが、投機的な取引は一切行わない方針であります。資金調達については、資金計画に基づいて行っており、設備投資資金など長期にわたる資金支出の一部については、金融機関からの借入れによっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

分別管理信託は、外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を区分管理するためのものであり、信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結しておりますが、契約内容が履行されない場合に発生する信用リスクに晒されています。また、カウンターパーティーを相手方とするカバー取引を行っておりますが、決済履行に係る信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

顧客預り勘定は、外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益（評価損益を含む）を含めた残高を表していますが、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する未収金が回収できない可能性を含んだ顧客の信用リスク、顧客との相対取引での決済履行に係る信用リスク、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。また、外貨建て資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

現金及び預金は、取引先金融機関の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、運用会社が組成・発行する有価証券であり、市場価格の変動や為替等の変動を含んだ市場リスク、また、保有有価証券を発行・組成する各発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、貸貸人等に対し契約締結時に敷金及び保証金等を差し入れており、相手方の信用リスクに晒されています。

未払金に関しては、概ね1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、主に設備投資資金であり、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎に実施しております。

このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に基づき、毎営業日、これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しています。

外国為替証拠金取引に係るリスク管理体制は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、カバー取引業務を行う部門（市場業務部）から独立している管理部門（業務管理部）が日次においてポジション及び売買損益の状況をチェックすることにより、カバー取引業務を行う部門に対する牽制を行っております。また、その内容については、日次で役員及び関連部署に報告されています。

信用リスクの管理

顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては、顧客により追加預託を受けるか、顧客の持高の全部を強制決済するか、もしくは、一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行により発生する顧客の信用リスクを大幅に低減しております。

カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。また、当社のカバー取引のスキームは、カバー取引先及び顧客資産の区分管理信託先を同一の金融機関で行っているため、カバー取引を行う際に必要な自己資金を差し入れる必要がなく、同時にカバー取引に係る損益金の立替が発生しないため、カウンターパーティーの信用状況に起因する信用リスクは大幅に低減しております。

預金、有価証券、差入保証金や未払金等については、信用度の高い金融機関のみに限定したり、発行体、資金の差入先並びに契約締結先等に対して、定期的に残高の管理、時価及び財政状態等の把握を行い、回収懸念等の早期把握と信用リスクの低減を行っております。

市場リスクの管理

外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。顧客との取引により生ずる当社の為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しており、当該業務運用時の損失限度基準を含む為替の持高限度基準は為替持高管理事務に係る内規において定めており、リスクの低減を図っております。

流動性リスクの管理

当社の外国為替証拠金取引スキームは、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行う際に必要な自己資金の差し入れを必要とせず立替金も発生しないため、外国為替証拠金取引事業を継続的に行っていくに当たり存在する流動性リスクに関しては極めて限定的となっております。そのため、当社が管理すべき流動性リスクは、一般商取引に係る取引時等に発生する流動性リスクであり、高い手許流動性の維持を図ることでリスクの管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)3をご参照下さい。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,119,184	2,119,184	
(2) 分別管理信託	19,678,088	19,678,088	
資産計	21,797,273	21,797,273	
(1) 未払金	166,854	166,854	
(2) 未払法人税等	96,925	96,925	
(3) 顧客預り勘定	18,715,556	18,715,556	
(4) 長期借入金	200,000	200,000	
負債計	19,179,335	19,179,335	

(注) 1 長期借入金には、1年内返済予定のものを含めております。

2 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 分別管理信託

分別管理信託は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 顧客預り勘定

顧客預り勘定は、事業年度末の直物為替相場により時価を算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、期末日において金利差がないため、現在価値額は当該帳簿価額と同額となっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

金利スワップ以外のデリバティブ取引は、「デリバティブ取引関係」に記載しております。

3 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
関係会社株式（非上場）	8,146
出資証券	121,000
差入保証金	68,035

関係会社株式及び出資証券については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

差入保証金については、主に、当社が本社として使用しているオフィスの賃貸借契約に係る敷金であります。当社は、現時点で本社を移転する計画はなく、差入保証金の将来キャッシュ・フローを見積ることができず、また、市場価格も存在せず時価を把握することが極めて困難と認められるため表中には含めておりません。

4 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
現金及び預金	2,119,184		

分別管理信託	19,678,088		
合計	21,797,273		

5 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	4,000	4,000	
債券			
その他			
小計	4,000	4,000	
合計	4,000	4,000	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の内容

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 出資証券	121,000
計	121,000

市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。
なお、当事業年度(平成22年3月期)において、投資損失引当金62,183千円を計上しております。

2. 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。なお、当事業年度において、有価証券について4,090千円(その他有価証券の株式4,090千円)減損処理を行っております。なお、減損処理に当たっては期末における時価が取得原価に比べて30~50%程度下落した場合は、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 時価のある有価証券

非上場株式等(貸借対照表計上額 関係会社株式8,146千円、その他121,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、当事業年度(平成23年3月期)において、その他121,000千円に対して投資損失引当金120,995千円を計上しております。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	7,816	3,739	
計	7,816	3,739	

[次△](#)

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の事業年度末日に
おける契約額又は契約額等の時価、評価額、評価損益等の算定方法は次のとおりであります。

通貨関連

当事業年度末(平成22年3月31日)

顧客とのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	契約額等の時価	評価額	評価損益
外国為替証拠金取引					
売建	30,154,566		27,188,728	2,965,838	2,965,838
買建	11,796,692		12,335,385	538,693	538,693
合計				3,504,531	3,504,531

(注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

なお、従来時価として表示していた外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額を、当事業年度末より契約額等の時価として表示し、外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額と円貨建ての契約額の差額を時価(評価額)として表示しております。

カウンターパーティーとのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	契約額等の時価	評価額	評価損益
為替予約					
売建	24,634,634		24,619,229	15,405	15,405
買建	38,934,832		39,113,902	179,070	179,070
合計				194,475	194,475

(注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引は区分管理信託において実施されており、上記評価損益については、貸借対照表において分別管理信託に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

なお、従来時価として表示していた外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額を、当事業年度末より契約額等の時価として表示し、外貨建ての契約額に事業年度末の直物為替相場を乗じた金額と円貨建ての契約額の差額を時価(評価額)として表示しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の事業年度末日における契約額又は契約額等の時価、評価額、評価損益等の算定方法は次のとおりであります。

通貨関連

当事業年度末(平成23年3月31日)

顧客とのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	契約額等の時価	評価額	評価損益
外国為替証拠金取引					
売建	40,382,489		36,907,237	3,475,252	3,475,252
買建	17,389,151		17,937,581	548,429	548,429
合計				4,023,681	4,023,681

(注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

カウンターパーティーとのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	契約額等の時価	評価額	評価損益
為替予約					
売建	35,353,922		35,408,172	54,250	54,250
買建	54,411,087		54,717,651	306,564	306,564
合計				252,313	252,313

(注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引は区分管理信託において実施されており、上記評価損益については、貸借対照表において分別管理信託に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 13,122千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 56名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 5,700株	普通株式 990株
付与日	平成17年12月20日	平成20年8月5日
権利確定条件(注)2	付与日(平成17年12月20日)以降、権利確定日(平成19年12月20日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成20年8月5日)以降、権利確定日(平成22年8月5日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注)2	自 平成17年12月20日 至 平成19年12月20日	自 平成20年8月5日 至 平成22年8月5日
権利行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日と見なした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		983
付与		
失効		30
権利確定		
未確定残		953
権利確定後 (株)		
前事業年度末	5,700	
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	5,700	

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	65,310
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (円)		27,930

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度に付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 5,486千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益のその他 55千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 56名	当社の取締役 4名 当社の従業員 59名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 5,700株	普通株式 990株	普通株式 1,310株
付与日	平成17年12月20日	平成20年8月5日	平成23年3月31日
権利確定条件(注)2	付与日(平成17年12月20日)以降、権利確定日(平成19年12月20日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成20年8月5日)以降、権利確定日(平成22年8月5日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成23年3月31日)以降、権利確定日(平成25年3月30日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注)2	自 平成17年12月20日 至 平成19年12月20日	自 平成20年8月5日 至 平成22年8月5日	自 平成23年3月31日 至 平成25年3月30日
権利行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで	平成25年3月31日から 平成32年6月24日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日と見なした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

3 第8回新株予約権の付与対象者の区分及び人数欄の当社の従業員数に使用人兼務取締役の2名を含めておりません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末		953	
付与			1,310
失効		3	
権利確定		950	
未確定残			1,310
権利確定後 (株)			
前事業年度末	5,700		
権利確定		950	
権利行使			
失効		4	
未行使残	5,700	946	

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	65,310	37,750
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価 (円)		27,930	21,805

4. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積数値

	第8回新株予約権
株価変動性 (注) 1	75.6%
予想残存期間 (注) 2	5.62年
配当利回り (注) 3	1.32%
無リスク利率 (注) 4	0.58%

(注) 1 株価変動性を見積りに使用した株価実績の計算期間は以下のとおりです。

平成19年10月22日～平成23年3月21日(予想残存期間に対応する過去期間、ただし平成19年10月の上場以降週次)

- 2 『ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針』の14(ストック・オプションの予想残存期間)に基づき、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積っております。
- 3 直近年間配当額500円/付与日株価で見積っております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する分離元本国債のスポットレート(日本証券業協会発表)を線形補間して見積っております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,068</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">8,547</td> </tr> <tr> <td>地代家賃否認額</td> <td style="text-align: right;">4,095</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">9,946</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">25,302</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">97,619</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">497</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">147,077</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">131,854</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,223</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	1,068	ポイント引当金否認額	8,547	地代家賃否認額	4,095	減価償却超過額	9,946	投資損失引当金	25,302	繰越欠損金	97,619	その他	497	繰延税金資産の小計	147,077	評価性引当金	131,854	繰延税金資産の合計	15,223	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,740</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">13,479</td> </tr> <tr> <td>地代家賃否認額</td> <td style="text-align: right;">1,084</td> </tr> <tr> <td>固定資産臨時償却費否認額</td> <td style="text-align: right;">2,498</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">9,685</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">49,232</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">23,928</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,345</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">109,995</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">74,182</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35,813</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">18,681</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,681</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">17,132</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	8,740	ポイント引当金否認額	13,479	地代家賃否認額	1,084	固定資産臨時償却費否認額	2,498	減価償却超過額	9,685	投資損失引当金	49,232	資産除去債務	23,928	その他	1,345	繰延税金資産の小計	109,995	評価性引当金	74,182	繰延税金資産の合計	35,813	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	18,681	繰延税金負債の合計	18,681	繰延税金資産の純額	17,132
繰延税金資産	(千円)																																																						
未払事業税	1,068																																																						
ポイント引当金否認額	8,547																																																						
地代家賃否認額	4,095																																																						
減価償却超過額	9,946																																																						
投資損失引当金	25,302																																																						
繰越欠損金	97,619																																																						
その他	497																																																						
繰延税金資産の小計	147,077																																																						
評価性引当金	131,854																																																						
繰延税金資産の合計	15,223																																																						
繰延税金資産	(千円)																																																						
未払事業税	8,740																																																						
ポイント引当金否認額	13,479																																																						
地代家賃否認額	1,084																																																						
固定資産臨時償却費否認額	2,498																																																						
減価償却超過額	9,685																																																						
投資損失引当金	49,232																																																						
資産除去債務	23,928																																																						
その他	1,345																																																						
繰延税金資産の小計	109,995																																																						
評価性引当金	74,182																																																						
繰延税金資産の合計	35,813																																																						
繰延税金負債																																																							
資産除去債務に対応する除去費用	18,681																																																						
繰延税金負債の合計	18,681																																																						
繰延税金資産の純額	17,132																																																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しています。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越損失</td> <td style="text-align: right;">27.9%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">0.6%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">11.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		繰越損失	27.9%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	株式報酬費用	0.6%	住民税均等割	0.4%	評価性引当金の増減	11.4%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4%																																				
法定実効税率	40.7%																																																						
(調整)																																																							
繰越損失	27.9%																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																						
株式報酬費用	0.6%																																																						
住民税均等割	0.4%																																																						
評価性引当金の増減	11.4%																																																						
その他	0.0%																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4%																																																						

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び分室であるM2Jベイスクエアの建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間をそれぞれ15年と見積り、割引率については、本社は1.465%、M2Jベイスクエアは1.255%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	60,532千円
時の経過による調整額	783 "
期末残高	61,315千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

[前△](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、外国為替証拠金取引及びその関連事業等の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当該事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益計上額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益計上額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

貸借対照表に計上している有形固定資産のうち、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益計上額のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当該事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当該事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当該事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	57,734円81銭	62,763円52銭
1株当たり当期純利益金額 又は純損失金額()	6,887円32銭	5,222円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は純損失()(千円)	347,458	260,856
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は純損失()(千円)	347,458	260,856
普通株式の期中平均株式数(株)	50,449	49,945
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成17年12月2日臨時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権5,700個)普通株式5,700株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権953個)普通株式953株	平成17年12月2日臨時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権5,700個)普通株式5,700株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権946個)普通株式946株 平成22年6月25日定時株主総会決議ストック・オプション(新株予約権1,310個)普通株式1,310株

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>ストックオプション（新株予約権）の付与</p> <p>当社は、平成22年 6月25日開催の第 8 回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員に対し新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対して新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2．新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3．新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4．新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,310株とする。 なお、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 1,310個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は700個、従業員に付与する新株予約権は610個をそれぞれの上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。</p>	<p>・ストックオプション（新株予約権）の付与</p> <p>当社は、平成23年 6月24日開催の第 9 回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員に対し新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対して新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2．新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3．新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4．新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,350株を上限とする。 なお、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 1,350個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は700個、従業員に付与する新株予約権は650個をそれぞれの上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成32年6月24日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従</p>	<p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成33年6月23日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の当社第8回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。)</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収分割</p> <p>吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設分割</p> <p>新設分割により設立する株式会社</p> <p>株式交換</p> <p>株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転</p> <p>株式移転により設立する株式会社</p>	<p>い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成23年6月24日開催の当社第9回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>新株予約権の割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式に係る普通取引終値の1ヶ月(当日を含む直近の21取引日)平均値が一度でも割当日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式に係る普通取引終値の50%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当社は、当該日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。)</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収分割</p> <p>吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与</p> <p>当社は、平成22年6月25日開催の第8回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお、当社取締役および監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社は、取締役、監査役および従業員の報酬体系を見直し、本総会終結の時をもって報酬と当社の業績および株式価値の連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役および監査役に対し新株予約権を付与することについては、株式報酬型ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役および監査役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2．新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3．新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4．新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 700株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端株については、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>	<p>新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与</p> <p>当社は、平成23年6月24日開催の第9回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社は、取締役および従業員の報酬体系を見直し、本総会終結の時をもって報酬と当社の業績および株式価値の連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、株式報酬型ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2．新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3．新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4．新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 800株を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端株については、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 700個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は560個、当社監査役に付与する新株予約権は40個、従業員に付与する新株予約権は100個をそれぞれの上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」をいう。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は1円とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）から30年間とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 上記(4)の新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成22年6月24日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成22年6月25日開催の当社第8回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 800個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は700個、従業員に付与する新株予約権は100個をそれぞれの上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」をいう。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は1円とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）から30年間とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 上記(4)の新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成23年6月23日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成23年6月24日開催の当社第9回定時株主総会決議および同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>	<p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>・株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与</p> <p>当社は、平成22年6月25日に開催した第8回定時株主総会にて承認いただいた株式報酬型ストックオプションについて、平成23年6月23日に対象者に付与いたしました。</p> <p>付与対象者の区分及び人数 当社の取締役5名、監査役4名、従業員1名 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 350株 新株予約権の行使時の払込金額 1円</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>新株予約権の行使期間 平成23年 6月23日から平成53年 6月22日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権の割当日から1年が経過する日までは本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>上記にかかわらず平成52年 6月24日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p> <p>・ 自己の株式の取得に係る事項の決定</p> <p>当社は、平成23年 4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式の取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．自己の株式の取得を行う理由 経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、資本効率の向上を通じて更なる株主還元をはかるため、自己の株式の取得を実施するものであります。</p> <p>2．取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>3．取得しうる株式の総数 1,000株を上限とする (発行済株式総数に対する割合1.83%)</p> <p>4．株式の取得価額の総額 70百万円を上限とする</p> <p>5．取得期間 平成23年 4月15日から平成24年 3月31日まで</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
F.o.F Strategy Note Series	10	101,000
American Pastime	2	20,000
計	12	121,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	137,098	49,830		186,929	53,165	17,642	133,763
工具、器具及び備品	179,008	36,263	431	214,840	145,139	31,522	69,700
有形固定資産計	316,106	86,094	431	401,770	198,305	49,165	203,464
無形固定資産							
ソフトウェア	262,771	72,514	71,111	264,175	90,473	57,359	173,701
ソフトウェア仮勘定		140,171	44,887	95,284			95,284
その他	1,036			1,036	147	17	888
無形固定資産計	263,807	212,686	115,998	360,495	90,621	57,377	269,873
長期前払費用	1,920		1,920			202	

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	資産除去債務	49,830千円
工具、器具及び備品	本社設備、取引関連器具備品	31,440千円
ソフトウェア	トレードシステム、バーチャルトレー ド、取引関連	48,647千円
	C R M関連	8,500千円
ソフトウェア仮勘定	トレードシステム等取引関連の開発	79,810千円

2 当期におけるソフトウェアの増加額のうち、ソフトウェア仮勘定からの振替は、42,750千円であります。

3 当期減少額の内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア	償却終了による減少	71,111千円
--------	-----------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。)の金額が、負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
投資損失引当金	62,183	58,811			120,995
ポイント引当金	21,006	33,128	21,006		33,128

【資産除去債務明細表】

当事業年度末及び直前事業年度末における資産除去債務の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	618,374
外貨預金	810
定期預金	1,500,000
計	2,119,184
合計	2,119,184

分別管理信託

相手先	金額(千円)
住友信託銀行株式会社	19,678,088
計	19,678,088

顧客預り勘定

相手先	金額(千円)
顧客から受け入れた取引証拠金等	18,715,556
計	18,715,556

長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	200,000
計	200,000

(注) 1年内返済予定の長期借入金40,000千円を含んでおります。

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

当社は、当社を含む5名の法人及び個人を被告とした総額約169百万円（そのうち当社は約63百万円）の損害賠償請求訴訟と、当社を含む2名の法人及び個人を被告とした総額約395百万円の損害賠償請求訴訟が係属中ではありますが、2件の訴訟とも、原告側の主張は、根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考えているため、当社の正当性を主張して争っております。また、特定非営利法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）への申立てが1件あり、早期解決を図るため、その方策を検討しております。

当事業年度における各四半期会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業収益 (千円)	525,864	344,983	455,627	751,335
税引前 四半期純利益金額 または 四半期純損失金額 () (千円)	158,469	121,201	40,818	271,710
四半期純利益金額 または 四半期純損失金額 () (千円)	136,429	119,279	40,921	202,785
1株当たり 四半期純利益金額 または 四半期純損失金額 () (円)	2,724.89	2,383.68	820.61	4,071.84

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.m2j.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等がないため、該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月29日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月29日 関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第7期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成22年5月28日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第9期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成22年8月13日 関東財務局長に提出。

第9期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) 平成22年11月15日 関東財務局長に提出。

第9期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 平成23年2月14日 関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第9期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成23年2月14日 関東財務局長に提出。

第9期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) 平成23年2月14日 関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成22年7月8日 関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

平成22年8月2日、平成22年9月1日、平成22年10月1日、平成22年11月1日、平成22年12月1日、平成23年4月1日、平成23年5月2日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社マネースクウェア・ジャパン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 量

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社マネースクウェア・ジャパンが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社マネースクウェア・ジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 量
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストックオプション（新株予約権）に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネースクウェア・ジャパンの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社マネースクウェア・ジャパンが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。